

企業負担軽減による経済効果¹

～内需強化のための賃金引き上げアプローチ～

神戸大学 松林洋一研究会 労働政策分科会

青山浩也 井関直哉 乾真之 内田淳美 雑賀順次
橋本啓太 広畑啓一 福田大輔 山村理沙

2007年12月

¹本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、小塩隆教授（神戸大学）、玉岡雅之教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

本稿では、第 1 章で、近年の景気回復基調にある我が国の経済成長の在り方が、「輸出」への依存性の強い外需主導型であることを示した。

その上で、急激な為替レートの変化や、中東の石油価格高騰などの急激な経済情勢の変化に対応しにくい外需主導型経済成長の不安定性を認識し、安定した経済成長を、達成するために、内需の増大が重要であることを認識した。

第 2 章では、まず第 1 節で、内需を強化し、経済成長を安定化させるにあたり、内需強化の直接的主体である「家計」の消費行動にとって、影響力を持つと考えられる「賃金」に着目した。

「賃金」の重要性をより具体的に把握するために、第 2 節で、合理的期待の下、「賃金」を説明変数として、導入した修正版フィリップス曲線の構築、推定により、「賃金」の「インフレ率」との関係性を明確化し、消費関数の推定により「賃金」の「消費」への影響を把握した。

同時に、「賃金」、「インフレ率」、「消費」の 3 者の関係性を補填する意味で、3 変数 VAR を構築し、賃金水準が改善された場合の「インフレ率」、「消費」の累積的反応を分析した。

また、賃金水準の改善にあたり、一般的に中央銀行が、政策目標として掲げる 2~3% のインフレ率より、第 2 章 2 節で推定した修正版フィリップス曲線と消費関数を使用し、我が国の経済状況を考慮した上で、適切と考えられる賃金引き上げ率を算定した。

第 3 節では、実際に賃金引き上げを実行する直接的主体が「企業」であることを踏まえ、企業に現状の賃金を引き上げるだけの余剰を保有、あるいは創出が可能かをみた。

ここで、「最低賃金」引き上げ議論に着目し、「賃金」引き上げが大きく注目されていることを示した。

また現在、我が国の多くの企業が、東南アジア諸国や欧米先進国をはじめ国外、国内での競争が激化する中、我が国の多くの企業が「賃金」を含めたコスト削減に力を注ぎ、その企業努力が近年の企業収益改善及び景気回復に結び付いていることを検証した。

その上で、企業に課される様々な法定企業負担を軽減することで、企業に内需増大を意図した賃金引き上げを、行うための余地を提供することの意義を認識した。

法定企業負担軽減の意義を把握した上で、第 3 章で、具体的な施策として本稿で着目した「減価償却制度」、「法人税制度」、「厚生年金制度」の現状及びその問題点を考察した。

具体的には第 1 節で「減価償却制度」に着目し、従来制度が、欧米主要国と比較して、設備更新の観点から、阻害要因となり、我が国の経済成長にとって、足枷となり得るものであることを示し、制度改革の必要性を認識する。

第 2 節で「法人税制度」を取り上げ、これまでの法人税率の推移、また現在の国際的な動向を示し、日本が、現在の法人税率に関して見直す必要があることを認識する。

第 3 節では、「厚生年金制度」における企業の果たすべき社会的役割に着目した。従来型の企業社会保障システムの基盤が揺らぎ、厚生年金保険料負担などの企業の果たすべき社会的役割は、縮小していると考えざるを得ないことを示した。これを受け、企業は厚生年金保険料負担などの、雇用者の老後の所得保障における役割を縮小し、雇用者の現在の所得保障における役割を拡大するための、制度改革の必要性を認識する。

第 4 章以降では、「減価償却制度」、「法人税制度」、「厚生年金制度」を、賃金引き上げによる内需増大に向け、それぞれどのように改革するか述べ、その効果を分析していく。

第 4 章では「減価償却制度」に着目し、第 3 章 1 節で認識した従来制度の改革の必要性を踏まえた上で、平成 19 年度制度改革の概要及び問題点に触れ、本稿で我々が提言する制度改革内容を述べ、その制度改革による法定企業負担軽減から、創出される賃金引き上げ率を概算し、その効果を検証する。

第 5 章では「法人税制度」に着目し、第 3 章 2 節で認識した現在の法人税率を引き下げることの重要性を踏まえた上で、法人税率引き下げが、家計、企業、政府の 3 部門に対してどのような効果を与え得るかを検証し、そこから創出される賃金引き上げ率を試算し、その効果を検証する。

第 6 章では「厚生年金制度」に着目し、第 3 章第 3 節での現状分析を受け、我々は企業の厚生年金保険料負担を軽減する制度改革案を提案する。そして、制度改革の効果を計量的に実証するため、2 期間 2 世代ライフサイクルモデルを用いたシミュレーションを行う。

第 7 章では、第 6 章までの内容を踏まえて、内需強化によって我が国の経済成長を、より安定したものとするを主眼に、「減価償却制度」、「法人税制度」及び「厚生年金制度」の新たな在り方を示し、その企業負担軽減による「賃金」の引き上げを、本稿の政策提言として掲げる。

具体的には、第 1 に、残存価額 10%の撤廃、95%償却可能限度額の 100%への引き上げ、法定耐用年数の全般的な短縮化及び償却区分の簡素化による減価償却制度改革を提案する。第 2 に、法人税率引き下げによる資金余剰分を「賃金」にあてることを主眼とした、法人税率の引き下げを政策提言として提案する。第 3 に、厚生年金の企業負担分の縮小と、それに伴う賃金の引き上げを政策提言として提案する。それぞれの政策には、合わせて妥当な賃金の引き上げを確実にを行うよう法整備を行う。

目次

はじめに

第 1 章 問題の所在

- 第 1 節 外需主導経済
- 第 2 節 外需主導型経済の危険性

第 2 章 内需強化に向けて

- 第 1 節 賃金水準の改善による内需強化
 - (2.1.1)賃金水準の改善
 - (2.1.2)修正版フィリップス曲線の推定及び検証
 - (2.1.3)消費関数の推定及び検証
 - (2.1.4)VAR 分析による検証
- 第 2 節 目標賃金の算定及び検証
- 第 3 節 賃金引き上げに向けて
 - (2.3.1)最低賃金の引き上げ
 - (2.3.2)企業の実態

第 3 章 企業負担軽減

- 第 1 節 減価償却制度
- 第 2 節 法人税制
 - (3.2.1)法人税制度
 - (3.2.2)法人税率の動向
- 第 3 節 企業の厚生年金制度における役割
 - (3.3.1)厚生年金制度
 - (3.3.2)公的社会保障における企業の役割

第 4 章 減価償却制度

- 第 1 節 平成 19 年度制度改革
- 第 2 節 制度改革案
- 第 3 節 制度改革に関する分析

第 5 章 法人税制

- 第 1 節 法人税率引き下げの現状
- 第 2 節 法人税率引き下げ案
 - (5.2.1)家計への効果
 - (5.2.2)企業への効果
 - (5.2.3)政府への効果
- 第 3 節 法人税率の引き下げ効果の分析

6 章 厚生年金制度改革シミュレーション

第 1 節 制度改革案

第 2 節 モデルのフレームワーク

(6.2.1)年金制度改革の研究の原点

(6.2.2)基本的構造

(6.2.3)パラメーター、外生変数の特定

第 3 節 シミュレーション

(6.3.1)シミュレーションの方法

(6.3.2)シミュレーション

(6.3.3)シミュレーション結果とその分析

(6.3.4)総括

第 7 章 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

1990年代初頭のバブル崩壊から、平均経済成長率1%、デフレの長期停滞、いわゆる「失われた10年」を我が国は経験した。その過程で、その効果に良し悪しはあれ、「ゼロ金利政策」や「量的緩和政策」、「大手金融機関への大規模な公的資金注入」などバブル崩壊後に深手を負った日本経済の回復を主眼に様々な施策を発動してきた。

そして東南アジア諸国をはじめ発展途上国として認知されてきた国々の経済的発展による国際的な競争が激化する中、ここ数年続く円安基調を背景に、多くの国内企業によるコスト削減と同時に生産性の上昇、技術革新への多大な努力により、実質GDP成長率は上昇し、景気回復へと着実に進んできた。

しかし、同時に経済主体の一つである「家計」は、その「景気回復」を実感できていないという状況を多く耳にするようになった。

それは円安基調を背景とした「輸出の増加」及び「企業による設備投資の増加」によるところが大きいからであり、これは家計の雇用者報酬増大による消費増大を伴わない景気回復といえる。高水準での輸出と、そこに伴う設備投資を主要な背景とした景気の在り方は、2007年の世界同時株安や米国のサブプライム・ローン問題による急激な円の増価や、中東の石油価格高騰といった海外諸国事情の変化などに対応しきれない不安定なものであるといえる。

そのような将来起こり得る経済情勢の変化に対し、より安定した形、すなわち家計の消費増大を伴う経済成長を実現するにあたり、家計にとって「消費」に大きな影響を与える「賃金」の存在は極めて重要と考えられる。

しかし、現在の日本企業は、国際的な競争の激化、すなわち欧米企業のみならず中国・アジア系企業が着実に競争力を強化している中で、不断のコストダウンと一段の効率化が迫られている状況にあり、国内企業の多くは経営努力の結果、労働費用抑制スタンスにあると考えられる。

そこで、本稿では企業の負担する様々な項目に注目し、それらを検証することで賃金引き上げを企業が行える環境を提供することを示す。本稿の構成は以下の通りである。

まず第1章では、我が国の経済が外需主導型であり、世界情勢の変化を含め種々の経済情勢の変化に対し不安定であることを示す。

第2章では、外需主導型の不安定性を認識した上で修正版フィリップス曲線、消費関数の推定を行い、「賃金」と「消費」及び「インフレ率」の関係を明確化する。また3者の関係性を補填するために、3変数VARの累積的反応をみることで、賃金水準の改善からくる内需強化による経済の安定化を考察する。

さらに、具体的に賃金水準をどれだけ引き上げる必要があるかを算定する。賃金水準の改善に関し直接的な影響力を持つ企業主体の、90年代から現在までの企業実態を把握することで、自助努力による改善が困難であることを示す。

第3章では、第2章までの流れを受け、本稿で考察する法定企業負担である「減価償却制度」、「法人税制度」、「厚生年金制度」の現行制度の概観を述べる。

第4章では、法定企業負担の内、減価償却制度に焦点を当て、制度改革案を示し、その効果を分析する。

第5章では、現在の法人税制度に着目し、法人税引き下げによる効果を分析する。

第 6 章では、第 3 章で触れた厚生年金制度に関し、制度改革案を提示した上で、2 期間 2 世代ライフサイクルモデルによる実証分析を行い、その効果を検証する。

第 7 章では第 6 章までの流れを受け、賃金水準を改善することで内需を強化し、経済をより安定した形へと導く政策提言を行う。

第1章 問題の所在

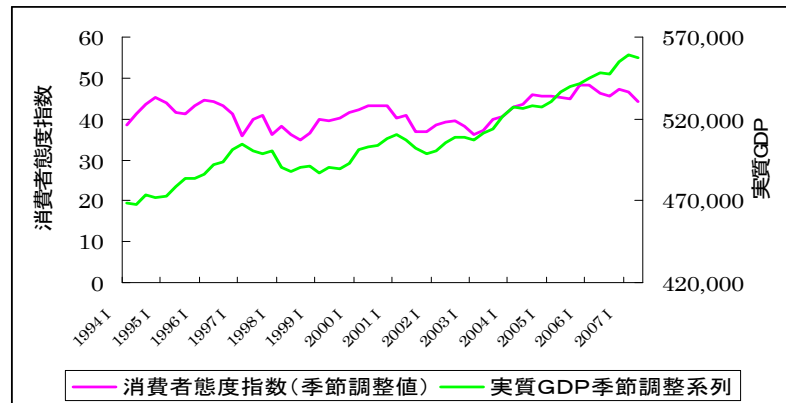
第1節 外需主導型経済

2002年1月を底に始まった景気回復は、いわゆる「いざなぎ景気」を超えて戦後最長を更新しているとされる。下図1の実質GDP伸び率のここ数年の推移が示す通り、実質GDPは継続的に上昇傾向にある。では、今回の景気回復の主要な要因は一体何なのだろうか。下図1は赤線が実質GDPの伸び率、緑線は消費者態度指数を示す。

これをみると、実質GDPの「伸び率」が上昇傾向にあるのに対し、消費者態度指数の「伸び率」は同様に上昇傾向にあるとは言い難い。すなわち、実質GDPをその尺度とした景気回復は、「消費」を行う主体である「家計」が景気回復を実感しておらず、消費への志向に影響を与えていないと考えられる。

図1 消費者態度指数と実質GDPの推移

(実質GDP単位：10億円)



(出所) 内閣府「消費動向調査(四半期、平成10年～平成16年3月調査)」、「消費動向調査(全国月次、平成16年4月～平成19年6月調査)」、「平成12暦年連鎖価格GDP需要項目別時系列表 平成16年～平成19年第二四半期分調査」から作成

*消費者態度指数は全世帯の季節調整値である。実質GDPは連鎖方式を採用。連鎖方式とは実質化の指数算式において、前年を基準とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する方式。実質GDPの単位は10億円。

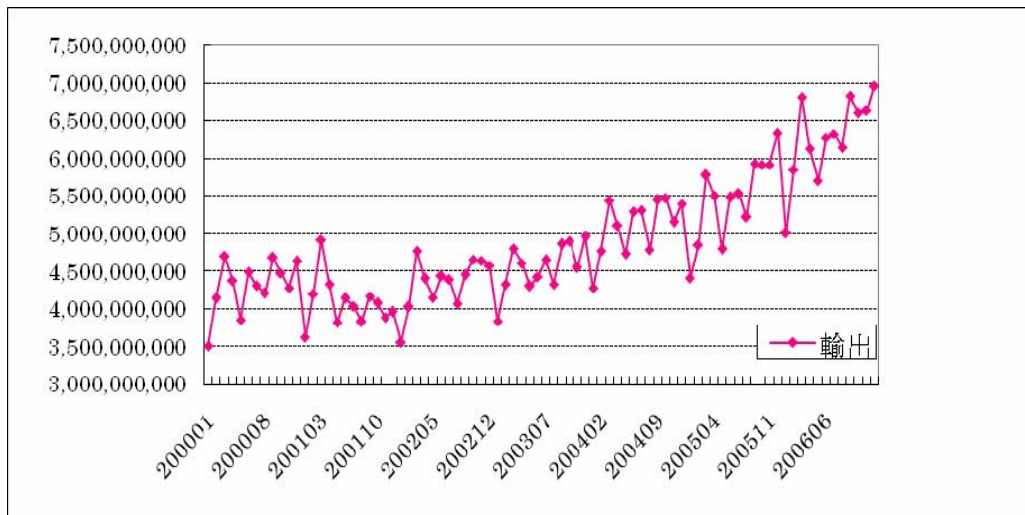
では、消費増大を主要な要因として持たない今回の景気回復は、どのような要因に支えられるものであろうか。下図 2 は財務省公表の輸出総額の推移を示したものである。この推移をみると、ばらつきが見られるところもあるが全体的に輸出総額は上昇傾向にあり、今回の景気回復に対する貢献度は大きいものと考えられる。

また、「家計」が景気回復を十分に感じられない現状は、「物価動向」を検証する異なるアプローチからも把握できる。下図 3 は、消費者物価指数(生鮮食品を除く)の 2004 年 1 月からの前年同月比推移を示している。2004 年 1 月からインフレ率は 2006 年 9 月のプラス 0.3% などプラスに転じることはあるものの、全体として 0% 付近を低位推移しており、完全にデフレから脱却し、健全な物価水準にあるとはいえない。

また、これは家計の消費の伸び率が低位推移していることに起因しているといえ、内需の増大は、経済状況に適したインフレ率の達成に不可欠であることを意味する。

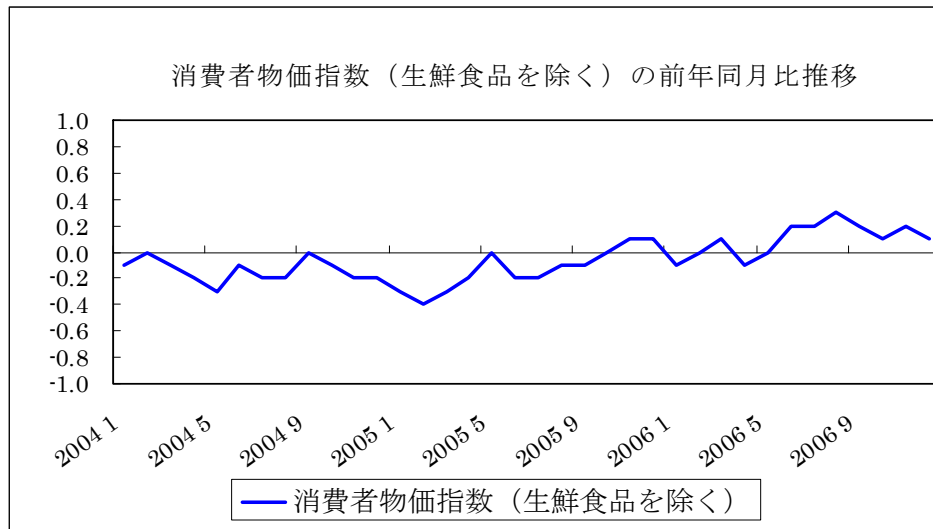
すなわち我が国は現在、実質 GDP の継続的な成長が示す様に、景気回復基調にあるが、一方で景気回復への貢献度は「消費」増大によるところよりも、「輸出」増大によるところが大きく、外需主導型の経済状況にあるものと考えられる。

図 2 輸出総額推移



(出所)財務省「貿易統計」から作成

図3 消費者物価指数（生鮮食品を除く）の推移



(出所)総務省統計局「消費者物価指数年報、前年同月比(2004年1月~2006年12月)」から作成

第2節 外需主導型経済の危険性

前節で、ここ数年景気回復基調にある我が国が、輸出の増大を背景とした外需主導型の経済状況にあることを述べた。また景気回復基調にあるものの、家計の消費自体は、経済成長率の上昇傾向とは異なり、伸び悩みをみせている。このような内需増大を伴わない外需主導型経済は、経済の長期的かつ安定的な成長を考えたとき、歓迎すべきものなのであろうか。そこで本節では、今後日本が外需主導型経済を続けた場合に起こり得る危険性を列挙していく。

第1に、大きな問題として挙げられるのが円高の問題である。円高になれば、輸出財の価格が上昇し国際競争力は低下してしまう。価格は、その財の需要を大きく左右する非常に重要な要素であるため、価格の国際競争力の低下は、輸出の減少に繋がる。輸出の減少によって、輸出産業の収益が低値し、外需主導型である日本の景気が悪化するのである。今回の息の長い景気回復では、比較的円安で推移してきている。しかし今現在、円が過小評価されているのではないかという声も多く挙がってきており、今後円高基調に反転する可能性は大いに考えられる。

第2に挙げられる問題が、輸出相手国の経済状況の影響を大きく受けることである。例えば輸出シェアが大きい米国の経済が失速した場合、米国への輸出は減少するだろう。また米国経済の失速を危惧して、ドル資産の売却などが行われドル安円高に推移する。

これは、上記のように輸出産業に負の影響を与える。このように輸出相手国の経済が失速することにより、外需主導型の我が国の経済も失速することになる。日本がどれだけ影響を受けるかは、外需への依存度によるため、輸出相手国の影響を少なくするのであれば外需に頼りすぎず、内需を拡大することが必要である。

第3に、輸出は雇用創出効果が弱いことである。平成19年度年次経済財政報告によると、以下のように説明がなされている。「今回及び前回の輸出主導の景気回復局面では、過去の内需主導の回復局面に比べて、企業部門は生産を活発化させ、収益を上げやすい一方で、それが雇用の増加に結び付きにくいことが分かった。また、労働生産性の伸びが一人当たり賃金の伸びとして表れにくいこともあって、マクロでみた所得の増加に結び付きにくく、企業部門と家計部門の景況感に格差が生じやすい状況にある。家計への波及は企業の雇用や分配政策の変化（例えば、グローバル化やIT化などによる非熟練労働の賃金下押し圧力や、固定費圧縮を企図した労働分配率の低下、雇用の非正規化など）だけでなく、こうした景気の波及メカニズムからも説明されることが分かる」とある。現在日本で起きている、好況の一方で賃金が上がらないという問題の原因を、ここにもみることができる。また、輸出主導による景気回復の恩恵の享受に際し、格差が大きくなることは問題である。

以上の様に外需主導型経済は、継続的な円安基調にある等、ある一定の条件を満たす経済状況にあるとき、経済成長をもたらす得る。

しかし、一方で急速な円の増価や、中東諸国の石油価格事情の様な海外情勢の変化が起きた際に、経済状況が不安定になりやすい。また「輸出」がその性質上、雇用創出効果が小さく、労働生産性の伸びが、一人当たりの「賃金水準」に反映されにくいことから、景気回復の恩恵の受給者間で格差が生じやすい。

これを受け、「消費」の増大により内需を強化することで、我が国の経済成長の在り方を、現状の外需への依存度の高い不安定なものから、より安定したものへと改善する道を模索することは有意義であると考えられる。

第2章 内需強化に向けて

第1章で現在、回復基調にある我が国の経済が外需への依存性が強く、急激な為替レートの変動や海外情勢の変化に対応し難い不安定なものであることを認識した。本章では、それらを受け、賃金水準の改善による内需強化を具体的な形で考察する。

第1節 賃金水準の改善による内需強化

(2.1.1)賃金水準の改善

第1章で、様々な経済情勢の変化に不安定な外需主導型の経済の在り方を、内需を増大させることで、より安定したものへと改善する必要性を認識した。

では、実際にどのようにして内需を増大させていくべきであろうか。通常、家計の消費量が増大することは、内需が強化されることと同義である。すなわち、家計が経済の先行きに対し、不安要素がなければ、安心して消費が出来る。また、一般的に実際に消費を家計が決定する際には、各々がそれぞれ配分される賃金水準に大きく影響されるものと予想される。

実際に賃金水準が、現状のそれよりも何らかの形で引き上げられた場合、まず名目賃金の上昇により、可処分所得が増大し、また同時に経済の先行きが明るいものであれば、消費量は増え、内需は増大される。

すなわち、外需主導型の経済成長の在り方を、内需を増大させ、より安定したものへと改善することを考えるとき、賃金水準引き上げを念頭に入れることは非常に重要なものであると考えられる。

(2.1.1)では「賃金」の重要性を認識したが、(2.1.2)以降は修正版フィリップス曲線と消費関数の推定、3変数VARの分析により「賃金」の重要性をより明確化する。

(2.1.2)修正版フィリップス曲線の推定及び検証

ここでは、「賃金水準」という概念が我が国の内需強化に影響力を持つことを検証する。検証にあたり、まず「賃金上昇率」を説明変数の一つとして加えた、修正版フィリップス曲線を構築、推定することで、「賃金水準」が「インフレ率」に影響を与えることを示す。

なお、推定する修正版フィリップス曲線を以下の様に定義する。

インフレ率 = α_0 定数項 + α_1 GDP ギャップ + α_2 期待インフレ率 + α_3 賃金上昇率 (+ α_4 石油価格)

上の修正版フィリップス曲線に関して、GDP ギャップとは、理論的には実質 GDP の価格・賃金が、完全に伸縮的である場合に実現する均衡 GDP として定義される。

また期待インフレ率は、人々が、将来のインフレ予測を完全に行える合理的期待の下に生活していることを前提として算定されている。

なお、最近の研究成果である、Erceg [2000]、古賀・西崎 [2005] においては、インフレ動向の把握に従来の新古典派フィリップス曲線ではなく、合理的期待の下、価格及び賃金に粘着性すなわち一種の慣性を導入した物価・賃金粘着型 New Keynesian Philips Curve を提唱しているが、本稿のフィリップス曲線は、簡略化の為に物価及び賃金は完全に伸縮的なものであることを前提としている。

これらを踏まえた上で、推定結果を詳しく検討していく（推定結果は表 1 参照）。

まず、GDP ギャップ及び期待インフレ率の 2 つを説明変数とした時の推定結果(表 2-1-2: ケース 1)は共に t 値には問題なく自由度修正済み決定係数(R²)、ダービンワトソン比(D.W.)も 0.86、1.9 とまずまずの結果であった。

次に、説明変数に賃金の成長率を加えた(ケース 2)。最近の日本は景気回復基調にあるといわれ期待インフレ率も低くない状況にあると考えられる。しかし現状のインフレ率は 0% 近傍を推移している。そこで我々は Erceg [2000]、古賀・西崎 [2005] より、インフレ動向把握には、賃金が重要な説明変数ではないかと考え、賃金の上昇率が不十分であることがその要因の 1 つとなっているのではないかという結論に至り、賃金の成長率を加え推定をした。

そして、説明変数に賃金の上昇率を加えた所、推定結果(表 1: ケース 2)は賃金の t 値が僅かに 2 を切ったものの、ケース 1 と比べ全く見劣りしない結果となった。

故に、この推定結果より、日本のインフレ率、すなわちインフレ動向把握には、賃金上昇率が影響力を持つと判断し得る。

表 2-1-2 推定結果(修正版フィリップス曲線)

OLSにより推定								
	従属変数	CONST	GAP	GCPIE	GNWA	OIL	R ²	D.W.
ケース1	CPI	0.0062 (3.01)***	0.097 (2.66)***	0.84 (15.45)***			0.86	1.98
ケース2	CPI	0.0051 (2.46)**	0.084 (2.30)**	0.76 (11.27)***	0.076 (1.98)*		0.87	1.87
ケース3	CPI	0.0051 (2.48)**	0.081 (2.23)**	0.76 (11.35)***	0.074 (1.92)*	-2.38E-05 (-1.38)	0.87	1.92
ケース4	CPI	0.0051 (2.41)**	0.084 (2.27)**	0.76 (-11.11)***	0.076 (1.96)*	4.78E-07 (0.027)	0.87	1.87

() 値はt値を、R²は自由度修正済み決定係数を、D.W.はダービンワトソン比を表す。
***, **, *は、有意水準1%, 5%, 10%, で有意であることを示す。

従属変数
GCPI 消費者物価デフレーター消費者物価指数(全国総平均)の変化率(対前年同期比) (出所:総務省「消費者物価指数」)

説明変数
CONST 定数項
GAP GDPギャップ (現実GDP-潜在GDP)/潜在GDP (出所:東洋経済推計値)
GCPIE 期待インフレ率 GCPIの一期先を使用
GNWA 賃金伸び率 名目賃金指数(全産業)の4四半期ごとの伸び率の表示 (出所:厚生省「毎月勤労統計調査」)
OIL 原油価格 *ケース4では一期前を使用 (出所:東洋経済 統計月報)

(2.1.3)消費関数の推定及び検証

一般的に、内需増大を考える際には、「賃金」の改善を通じて家計の「消費」を増大させ、内需強化に効果があるものと予想される。そこで、本節では「賃金」と「消費」の関係をより明確なものとするを目的に、消費関数を構築、推定することで「賃金」と「消費」の関係を検証する。具体的には、被説明変数に実質民間最終消費支出、説明変数に雇用者報酬、実質民間消費支出の一期前ラグをとり推定を行う。また、名目値である雇用者報酬を実質値にするため民間最終消費支出デフレーターを用いた。なお、対数を各変数にとることによって、係数値は弾力性を示すようにした。下表 2 に構築した消費関数の構成及び推定結果を示す。

推定結果によると、説明変数の W を構成する雇用者報酬、すなわち「賃金」が「消費」に対し、影響力をもち「賃金」が引き上げられれば、消費量も増え内需が増大されるであろうことが推察される。

表 2 推定結果(消費関数)

推定期間:1980Q1-2004Q4						
従属変数	CONST	logW	logC(-1)	R ²	Durbin's h.	
logC	0.007 (0.82)	0.078 (1.72)*	0.910 (22.67)***	0.99	0.844	
推定方法はOLSを用いた。()値はt値を、R ² は自由度修正済み決定係数を、Durbin's hは、ダービンのh統計量を示す。 ***,*は、有意水準1%,10%で有意であることを示す。						
従属変数 C 実質民間最終消費支出 実質民間最終消費支出(対数変換値) (出所:内閣府「国民経済計算年報」)						
説明変数(すべて対数変換値) CONST 定数項 W 実質雇用者報酬 名目雇用者報酬/民間最終消費デフレーター (出所:内閣府「国民経済計算年報」) C(-1) 実質民間最終消費支出の一期ラグ 従属変数(C)の一期前を使用						

(2.1.4)VAR 分析による検証

本節では、本章第 1 節(1.2.3)で触れた「インフレ率」、「消費」、「賃金」の 3 つを包括的に考え、「賃金」の改善が他の 2 者に、どのような影響を与え得るかを考察するために、「インフレ率」、「消費」、「賃金」の 3 変数から成る多変量自己回帰モデル (VAR:Vector Auto Regression)を構築する。ここでは、構築した 3 変数 VAR の「賃金」にショックを与え、「インフレ率」、「消費」への反応をみるが、その目的は 3 者の関係性を補填することである。なお、各方程式についてラグはそれぞれ 2 期ラグまでを設定した。

「インフレ率」は総務省統計局の長期時系列データ、「消費」、「賃金」は内閣府の「国民経済計算年報」のデータを基にそれぞれ前期比をとり、定常化を行った(1988年の第2四半期から2004年の第4四半期までのデータを使用)。また分析の際、ショックの累積的影響 (Accumulated Responses) から推察していく²。

3 変数 VAR の構成変数の一つである「賃金」に、正のショックを与えた際の分析から得られた累積的な反応を下図 4-1、4-2 に示す。その結果、多少のぶれはあるものの総合的にみて、賃金ショックは物価、消費ともにプラスの影響を与えることが示された。

² ここで実線の表示は累積反応の値を示している。また破線は各反応の 2 標準偏差分であり、累積反応値の取りうる許容範囲を意味している。

図 4-1 賃金ショックから消費伸び率への累積的反応

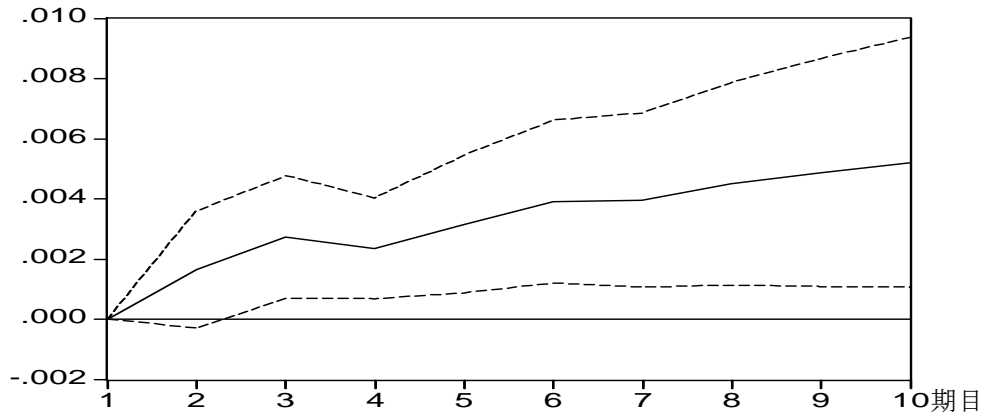
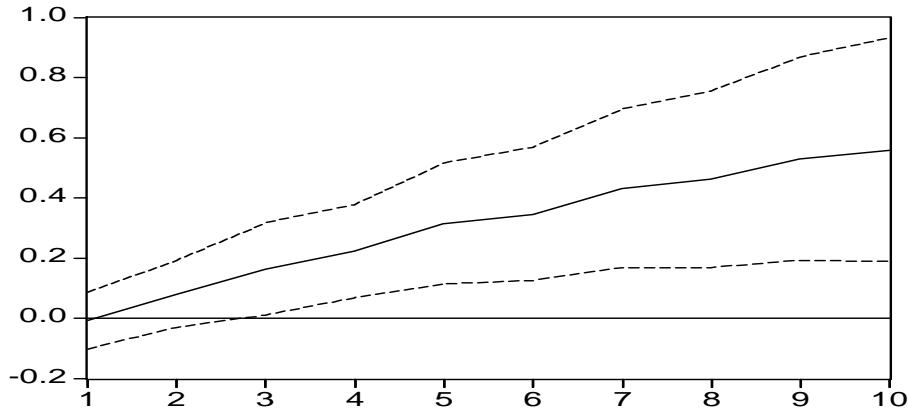


図 4-2 賃金ショックから物価伸び率への累積的反応



(出所)総務省統計局「四半期・半年平均 10 大費用指数(全国、生鮮食品を除く総合)
内閣府「国民経済計算年報」より作成

第 2 節 目標賃金の算定及び検証

本節では、実際に「賃金」をどの程度引き上げれば内需が増大し、安定した経済成長へと邁進していくことが出来るのかを、前節までの修正版フィリップス曲線、消費関数を用いて具体的に算定する。なお、前節においても触れたが、内需強化を目的とする物価水準の安定に関し、本稿では一般的に各国の中央銀行が政策目標としている 2~3%の「インフレ率」を数値目標とする。また、修正版フィリップス曲線において GDP ギャップに占める、「消費」の伸び率の割合は、名目民間最終消費支出 (季節調整値)、名目国内総生産 (季節調整値) の値を参考に算定を行った(1990 年の第 1 四半期から 2001 年の第 1 四半期までのデータを使用)。その値を用いて、名目総生産に占める名目最終消費支出の割合を算定したところ、およそ 56%と算定された。そこで、以下では同値を「消費」のウェイトとする。

まず、ケース 2 の場合の、賃金伸び率を加えた修正版フィリップス曲線の推定式を扱う。

$$GCPI = 0.0051 + 0.084(GAP) + 0.763(GCPIE) + 0.076(GNWA) \quad \dots (2.1.1)$$

ここで取り扱う「インフレ率」は、長期的に安定した経済成長下における「インフレ率」を示しており、その場合、修正版フィリップス曲線の推定式中の消費者物価デフレータ(GCPI)と、一期先の期待インフレ率(GCOIE)は、ほぼ同値に近似すると考えられる。そこで、長期的視点に立ち、以下の算定においてこの2項を同値と仮定する。

$$GCPI = \alpha \times (0.051 + 0.084(GAP) + 0.076(GNWA)) \quad \left(\alpha = \frac{1}{1-0.763} \right) \quad \dots (2.1.2)$$

なお、算定の際には先述した消費のウェイトを用い、消費がGAPに対し、どの程度影響するのかを試算し、その値をもとに「消費」がGCPIにどの程度影響するか、算定を行う³。

次に、消費関数の推定式を用いる。

$$\log C = 0.073 + 0.078 \log W + 0.917 \log C(-1) \quad \dots (2.1.3)$$

先述したように、本稿では、長期的に安定した経済成長下における水準を仮定している。そこで先の「インフレ率」と同様に、「消費」に関しても長期的視点の下、実質民間最終消費支出と、その一期ラグが同値であると仮定する。

$$\log C = \beta \times (0.073 + 0.078 \log W) \quad \left(\beta = \frac{1}{1-0.917} \right) \quad \dots (2.1.4)$$

以下において、式(2.1.2)、(2.1.4)を用い、「賃金」が3%上昇した場合(ケース1)、5%上昇した場合(ケース2)、7%上昇した場合(ケース3)、の3つのケースについての試算を行い、「賃金(W)」の上昇が「インフレ率(π)」、「消費(C)」にどの程度影響を与えるかを算定する。また、それぞれのケースにおいて、潜在GDP(Y^*)が一定の場合、1%上昇する場合、2%上昇する場合についても算定を行い、その結果を下表3に示す。

この結果から、「賃金」を5%引き上げることが妥当な水準であることが推察される。すなわち、何らかの形で「賃金」が現状よりも5%引き上げられれば、「消費」が4.63%上昇することで内需が強化され、かつ、経済が安定化する物価水準、つまり「インフレ率」の数値目標である2~3%が達成されることが示された。

表3 目標賃金の算定及びマクロ経済効果の算定

	C	GAP	π (Y^* :一定)	π (Y^* :1%上昇)	π (Y^* :2%上昇)
ケース1 (W:3%上昇)	3.07%	1.72%	1.59%	1.24%	0.37%
ケース2 (W:5%上昇)	4.63%	2.59%	2.54%	2.19%	1.83%
ケース3 (W:7%上昇)	6.19%	3.47%	3.49%	3.14%	2.79%

³ ここでは消費の変化のみを取り上げる。投資、政府支出、輸出、輸入等の要素については、一定であると仮定する。

第3節 賃金引き上げに向けて

(2.3.1)最低賃金の引き上げ

「賃金水準」を実際に引き上げ、内需強化していく際に、その施策はどのようなものが考えられるのであろうか。

まず、1つには我が国で、規定される「最低賃金」の引き上げによる「賃金水準」の改善が考えられる。「最低賃金」に関しては、現在、政労使の代表らでつくる政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」が中央の審議会に対し、「従来の単なる延長線上ではなく、賃金の底上げを図る」よう要望し、また厚生労働省が正社員の所定内給与や高卒初任給を基準に13～34円の4つの上げ幅案を審議会に示し、その動向が世間でも注目されており、「賃金水準」の改善の必要性を政府も認識しているものと考えられる。

しかし、本審議案に要望される「最低賃金」の引き上げ幅の大きさと、改善を企業の自助努力にその役割を企業の自助努力に要望するものであることから、企業経営者側の審議委員が、本審議案に対し激しく反発するなどして審議は紛糾しているというのがその実態である。

「賃金水準」の改善に際し、政府も改善の間接的な主体であると言えるかもしれないが、自らの経営状況、業績等を考慮することで「賃金水準」を決定する企業こそが、直接的な主体であるのは疑う余地がないものである。

そこで、企業が「賃金水準」の改善にあたり、次に挙げられるのが、我が国の法制度により企業に課される様々な企業負担の内、軽減可能なものを削減することで、自らの経営状況、業績等を考慮した上で労働者の「賃金」引き上げを行える余地を企業に提供することである。

法定の企業負担軽減に関する詳細な議論は、後に譲るものとして、上で触れた各企業の自助努力による「最低賃金」引き上げは、企業の経済活動にとって、大きな足枷となり得るのだろうか。本稿で提言する法定の企業負担軽減に触れる前に、次の(2.3.2)で「賃金」引き上げの直接的主体である企業の現状を考察する。

(2.3.2)企業の実態

第2章第1節でみた実質GDPは、ここ数年上昇基調にあり、90年代の不況を越え景気は回復基調にあることを示した。また、その景気回復の主な原動力が、企業部門によるものであることをみた。先述の「最低賃金」引き上げ議論からも分かるように、厚生労働省を含め、政府も我が国の長期的に安定した経済成長にとって、賃金水準の改善が重要であることを認識していることは疑いのない事実であろう。

本節では、「賃金」引き上げの直接的主体である企業の現状を考察し、法定企業負担を軽減し、企業に賃金水準改善を実行する余地を提供する意義を述べる。

経済産業省が公表している平成18年度企業活動基本調査確報によれば、売上高経常利益率が4%超の比較的業績の良い企業の割合は、上昇傾向にあるものの、産業全体では未だ31.3%に留まっている。

当調査確報全対象企業の総売上高に占める営業比率は、96.0%で、販売費及び一般管理費比率の低下により、前年度と比較して、▲0.1ポイントの低下と4年連続の低下であった。

これを産業別により詳細に見るため、下表4を検証する。表4売上高に占める営業費用の割合(主要産業)によれば、我が国の主要産業として位置づけられる「製造業」、「卸売業」、「小売業」の総売上高に占める営業費用比率は、その下がり幅こそ、産業毎にばらつきはあれ主要産業で、概ね4年連続低下傾向にある。

また下表 5 販売費及び一般管理費及び個別費用をみると、売上高に占める販売費及び一般管理費率は 3 年連続で低下し続けており、個別費用の給与総額、荷造り運搬費、広告宣伝費、情報処理・通信費もここ数年減少傾向にあり、経済産業省は売上高に占めるこれらの費用比率の低下が、収益の改善に寄与しているとしている。

下図 5 は内閣府発表の労働力調査及び厚生労働省の毎月勤労統計の「雇用者報酬」及び「一人当たり賃金」の推移を示している。図 5 によれば、雇用者報酬は 2006 年 4-6 月の 2% を頂点に、伸び率が鈍化し前年比 0.2% まで低下している。これは所定内給与の減少を主要な要因に一人当たり賃金の伸び低迷しているからと考えられる。2005 年中盤から 2006 年 1-4 月の雇用者報酬の回復は団塊世代の退職が始まり、2005 年には 10.9 兆円の退職一時金の計上があったことも、主要な押し上げ要因となったと考えられる。また本格的な退職がはじまる 2007 年には約 13 兆円、2008 年には約 14 兆円にまで膨らむことが予想され、退職一時金の増加によって雇用者報酬は 2007 年度 0.8%、2008 年 0.4% 程度押し上げられるだろう。しかし、団塊世代の退職一時金の計上による雇用者報酬の伸びは、その名の通り、一時的なものであり、かつ社会を構成する様々な世代が全体的に恩恵を受けるものではないため、数値上、若干良いものであったとしても、根本的な問題の解決とは言えない。

以上より、我が国では、実質 GDP の伸びは好調であり景気回復基調にあるものの、景気回復の主要な主体である企業を詳細に分析すれば、その熾烈な競争の最中、改善される収益は、営業費用等の経済活動に、付随する様々な費用の削減努力によるところが大きい。

ゆえに、先述した「最低賃金」引き上げ議論のような企業の自助努力に任せる賃金水準の引き上げは、現状の企業の収益構造に反するものであり、経済成長に支障をきたすものとなり得ると考えられる。

そこで、内需を強化し、我が国の経済をより安定した形で長期的に成長させていくために、賃金水準の引き上げの重要性を認識した上で、実際の賃金引き上げを企業の自助努力に任すのではなく、法定の企業負担を何らかの形で軽減してやることで、賃金水準引き上げの余地を企業に提供することは有意義である。

第 3 章以降では、具体的にどの法定企業負担を軽減するのか、そして、その施策及び実体経済への影響を検証していく。

表 4 売上高に占める営業費用比率(主要産業)

	年度	製造業		卸売業		小売業	
		割合(%)	前年度差(ポイント)	割合(%)	前年度差(ポイント)	割合(%)	前年度差(ポイント)
営業費用比率	13	96.9	1.5	99.1	0.5	97.8	▲0.4
	14	96.0	▲0.9	98.9	▲0.2	97.7	▲0.1
	15	95.4	▲0.5	98.7	▲0.1	97.6	0.0
	16	94.8	▲0.6	98.5	▲0.2	97.5	▲0.1
	17	94.7	▲0.1	98.3	▲0.2	97.6	0.1

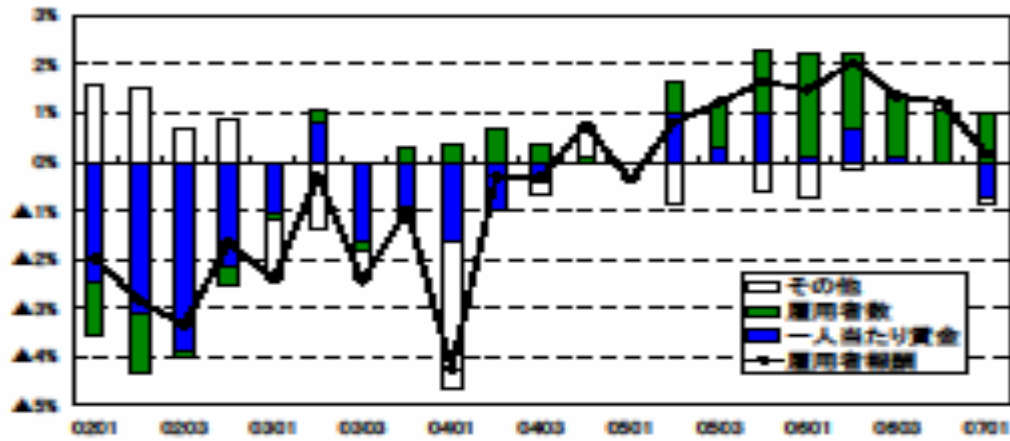
(出所)経済産業省「企業活動基本調査(平成 18 年度)」より作成

表 5 売上高に占める販売費及び一般管理費比率

年度	比率(%)	前年度差(%)
13年度	15.8	-
14年度	15.5	▲0.3
15年度	15.3	▲0.2
16年度	14.9	▲0.4
17年度	14.3	▲0.6

(出所)経済産業省「企業活動基本調査」より作成

図 5 雇⽤者報酬の推移



(出所)ニッセイ基礎研究所「2007・2008 年度経済見通し~消費主導の成長を模索する日本経済」

第3章 企業負担軽減

第2章では、内需を実際に増大させ我が国の経済を外需への依存割合の高い様々な経済情勢の変化に対し不安定な形から、より安定した経済の在り方へと法定企業負担の軽減により、改善していくことを示した。そこで本章では、具体的にどの法定企業負担に着目していくかについて言及し、現行制度の在り方及び改善すべきと考えられる問題点を主に述べる。言及していくに当たり、まず第1節で「減価償却制度」に触れ、次に第2節で「法人税制」、第3節で「厚生年金制度」に関して触れるものとする。

第1節 減価償却制度

減価償却制度とは、資産の継続的使用や保有時間の経過等に伴う固定資産の減耗を算出式から見積もり、その額を各年度の費用として割り当てるとともに、その帳簿価額を減少させる会計上の手続きを課す制度である。

ここでいう減価償却の対象となる減価償却資産は、建物、機械・装置等の「有形減価償却資産」と漁業権、ソフトウェア、鉱業権等の「無形減価償却資産」、家畜や果樹、茶樹等の「生物」を指す。ただし、棚卸資産・有価証券・繰延資産以外の資産であり、事業の用に供していないもの、時の経過によって価値の減少しないものは除くとされる。

先述の固定資産の減耗を見積もるに当り、主な方法として、定額法と定率法が挙げられる。定額法とは償却額が每期均等になるように、見積もる方法で、定率法とは償却額が毎年一定の割合で逡減するように、見積もる方法であり、それぞれ以下の算定式(表6)に従う。

表6 定額法と定率法の算定式

定額法	$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{定額法の償却率}$
定率法	$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{定率法の償却率}$

また、上の算定式で触れた残存価額とは、減価償却資産に、それぞれ割り当てられる耐用年数の到来時に、予想される当該資産の処分価額または他の用途に利用する場合の利用価額のことであり、我が国では、有形減価償却資産の残存価額を原則として取得価額の10%、無形減価償却資産の残存価額を0%としている。

また償却率とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に決められる減価償却資産の使用可能年数(法定耐用年数)に応じた数値に従う。

また、減価償却資産を償却していくにあたり、税務上、残存価額に達した後も、引き続き当該資産の償却累計額が、減価償却資産の取得価額の一定額に達するまで行うことが出来る。

この一定額を、償却限度額と呼び、我が国では、従来、有形減価償却資産については取得価額の 95%、無形減価償却資産については 100%とされていた。

償却資産に関して、我が国の税制度では、賦課期日(毎年 1 月 1 日)現在の償却資産の価格(評価額又は帳簿価額)に対し、償却資産税(固定資産税)1.4%を、掛けた額が課税される。

以上で、我が国の減価償却制度の概観を述べたが、制度への改正要望が多いことも事実である。例えば、2006 年 5 月公表の「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究報告書(経済産業省)」では、本制度に対し「企業の国際競争が激化する中で、減価償却制度について、国内における設備投資が諸外国と比べて不利にならないよう、我が国企業の国際競争力と制度の国際的整合性の観点からの見直しが求められる」としている。

また、平成 18 年度税制改正大綱(自民党税制調査会)では、本制度に関して、「最近の償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、税制の抜本的改革に合わせ、総合的に見直しを検討する」としている。

その他にも日本税理士連合会や日本経済団体連合会等も本制度に関し、改正要望の意思を表明している。

これらの改正要望の中で、国際競争が激化する中で、減価償却制度が足枷となり設備投資が、不利となり得ることへの懸念が多くみられた。

この懸念は以下の減価償却制度の主要国との比較からも把握出来る。

表 7 主要国との比較

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
償却可能限度額		95%	100%	100%	100%(注1)	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし
法定耐用年数	建物(注2)	21~50年	27.5年か39年	定額法(4%)で償却(償却期間が定められている訳ではない)	定額法(3%)で償却(償却期間が定められている訳ではない)	通常一般に使用される期間
	機械装置	2~25年	3~20年	定額法(25%)で償却(償却期間が定められている訳ではない)	3~33年	

(出所)古頭〔2006〕主要国の減価償却方法の概要

* (注 1) 但し、備忘価額 1 ユーロ

* (注 2) 建物は鉄筋コンクリート造の場合

上の表 7 から分かる通り、欧米に比べ、我が国の従来の制度体系では、残存価額が 10% 計上されており、償却限度額が 95%と 100%償却を認めていない。これは、耐用年数経過時点で 90%まで、それ以降は、95%を償却可能とするものであり、全額が損金扱いとなるのは処分(除却)時点である。一方、欧米の先進国では、償却可能限度額が 100%、残存価額が 0%となっている。償却可能限度額が、95%ということは、資産の除却時点における資産価値を 5%と見積もっていることを意味するが、現実的には、除却時点で売却出来るケースは少なく、大半は処分費用を投じて廃棄されている。経済産業省の調査では売却できたものは全体の 5.3%、売却価額は、取得価額の 0.34%であるのに対し、除却時の処分費用は取得価額の 3.3%に上ったとしている。

すなわち本制度では、取得価額の 5%の価額で売却出来ると仮定しているが、実際にはその大半が取得価額の 0.34%の価額で全体の 5.3%の資産しか売却できず、同時に多額の売却費用がかかる。この減価償却制度の前提と実態との間に乖離が生じ、除却時の多額の除却損失の計上が、設備の更新を妨げ、諸外国との国際競争に不利な影響を与えうると考えられる。

さらに耐用年数区分に関しても、改正要望がでている。耐用年数区分は我が国の法体系では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第 1～8 で規定されており、その複雑さが指摘されている。別表第 2 を例にとれば、我が国では 388 区分あるのに対し、米国は 3 区分、韓国は 4 区分であることを見れば、その複雑さの度合いが分かるだろう。特に新技術を使用した設備導入時には、該当区分の把握が複雑で、この区分方法自体がコストとして捉えられ得るのではないかと考えられる。

こうした従来の減価償却制度に対する見方をまとめると、先述のように、資産の取得に要したコストの費用化に時間がかかり、処分時に大きな除却損失が発生してしまうため、設備投資意欲を削ぐ要因となり、設備の老朽化を招いているという批判がある。

特に技術革新のスピードの速く、競争に勝ち抜くために、数年単位で設備更新が必要なハイテク・精密機器分野では、欧米主要国との本制度上の格差が国際競争力の低下に直結し、我が国の経済成長に、負の影響を与えたとの懸念が高まっていた。

第 2 節 法人税制度

(2.1) 法人税制度

法人税とは、法人の企業活動より得られる所得に対して課される税であり、法人を国内法人と外国法人に分けて納税義務を設けている。国内法人は、所得の源泉が国内にあるか否かを問わず、その全てについて納税義務を負っている。一方、外国法人は、国内に源泉のある所得についてのみ納税義務を負っている。

現在、世界経済のグローバル化が着実に広がりを見せ、企業が自国内のみならず、他国にも生産拠点を置くといった動きは、当然のことのように捉えられている。そのような動きが見られる中、単なる納税義務であった法人税は、国際的な企業競争力の維持、強化のための主軸を成すものへと変化をみせている。つまり法人税制度は、国際的に整合性がとれ、企業活動に歪みの少ない、中立的な税制であることが望まれているといえよう。

このように、法人税制度の在り方が変化してきた現在、日本の法人税率は国内の経済状況を考慮するのみでは、その役割を十分に果たすことは出来ないであろう。以下に、日本の法人税率の現状と、その実態について検証していく。

(2.2) 法人税率の動向

現在の日本の法人税率は 30%と、アメリカの 35%、ドイツの 25%、イギリスの 30%、フランスや中国の 33%等と比較しても、十分国際水準に適っているといえる。平成 11 年に実施された、最も新しい法人税率引き下げの意義に関して、平成 11 年度税制改正では「国際競争力の発揮、企業活動の活性化のため大幅な減税が実施」と明記している。

1980 年代からの日本の法人税率の推移をみると、一貫して引き下げ基調にあることが推察された(図 6)。法人税のみで国際比較を検証してみたところ、日本の法人税率に問題はないように思われる。

しかし、法人にかかる税負担には、国税としての法人税分のみでなく、地方税(法人住民税、法人事業税)分も含まれている。そこで、実効税率⁴によって、法人にかかる税負担を国

⁴ ここで言う実効税率とは、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。

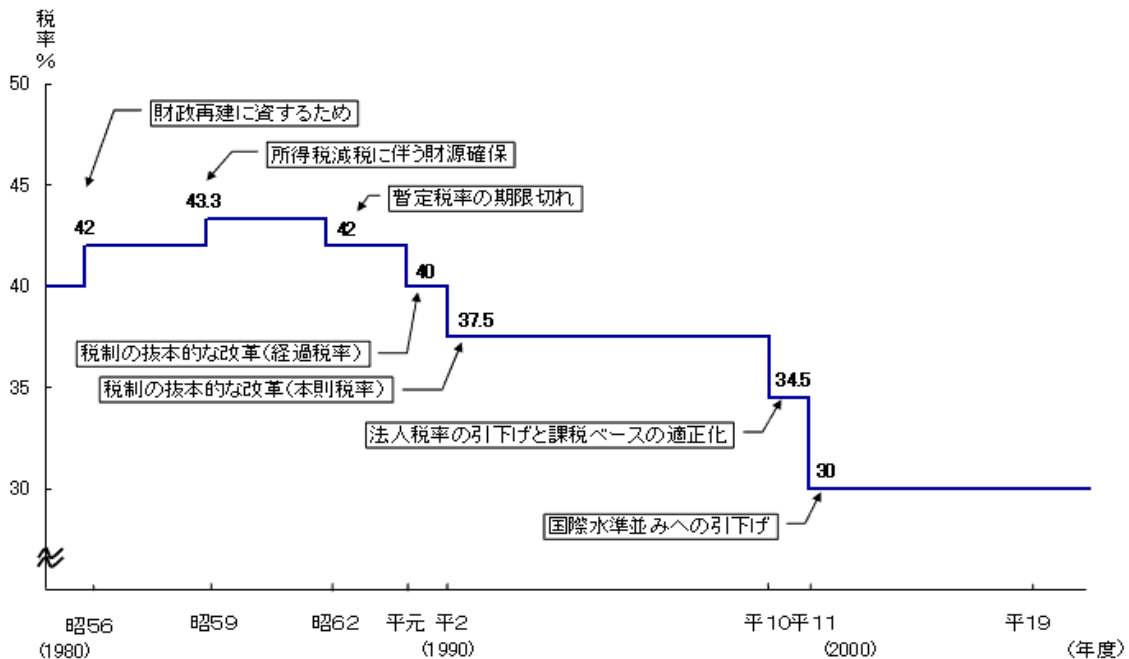
際比較でみたところ、日本の実効税率は国際的に高い負担水準であることが推察された(図7)。

また、今後ドイツをはじめとする欧州、急速に発展してきた中国等の国々が法人税率の引き下げを実施することを決めた。その背景には新興国の台頭、深刻な資本流出等が挙げられる。

ドイツは90年代半ば頃まで、日本と同水準の法人税率を定めており、法人税率上位に君臨していた。しかし近年、EU 新規加盟国が、法人税率の引き下げを行い、積極的に外貨導入の姿勢をみせるなどし、ドイツ国内からの資本流出が加速した。そこで、更なる資本流出を食い止め、資本の流入を誘致するため、また企業の国外進出に歯止めをかけるために、ドイツは法人税率引き下げを実施するに至った。

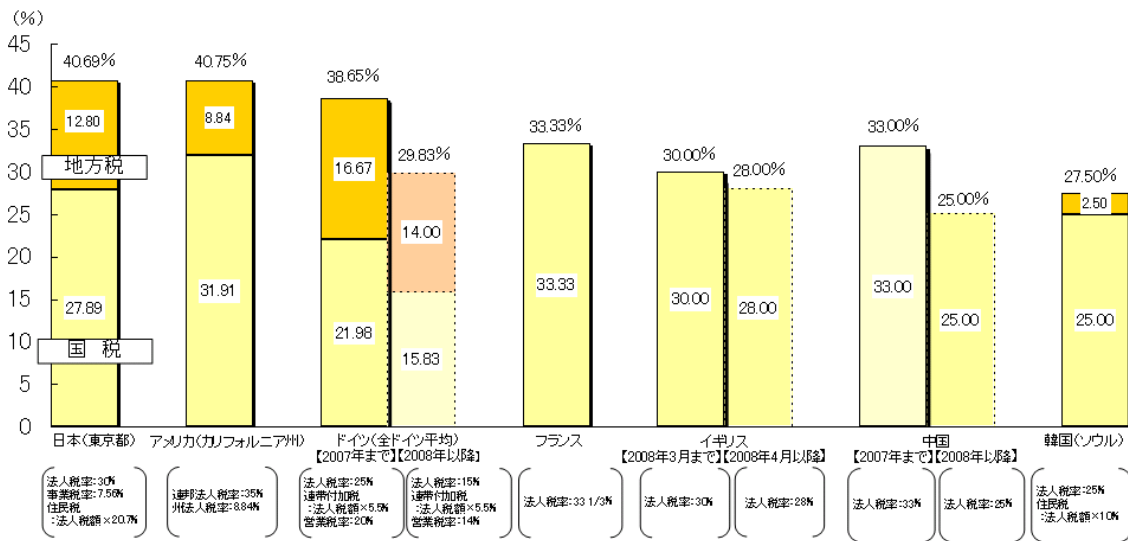
日本においても、ドイツ同様90年代半ば頃まで深刻な資本流出はみられなかったが、近年、従来の▲3兆円規模の流出超から、05年▲4.7兆円、06年▲6.6兆円へと資本流出が加速しつつある。資本流出の加速による、企業の国外進出が深刻化すると、産業の空洞化を起こし、経済基盤の弱体化が起こり、日本経済に大きな痛手を被ることになるのではないだろうか。

図6 法人税率の推移



(出所)財務省「法人税など(法人課税)に関する資料」(平成19年4月現在)

図 7 法人所得課税の実効税率の国際比較



(出所)財務省「法人税など(法人課税)に関する資料」(平成 19 年 4 月現在)

第 3 節 企業の厚生年金制度における役割

企業は公的な社会保障においても、重大な役割を担ってきた。しかし、企業の社会保障基盤が揺らぐにつれ、役割の見直しが必要に迫られている。また、企業の負担する厚生年金保険料は、現状のあるべき企業の公的社会保障における役割を考慮すると、過大であると考えられる。

ここでは、まず厚生年金制度の概要を述べ、企業の公的社会保障システムの現状と労働費用の観点からその規模を示す。そして、これらを踏まえて、現在の状況に適した企業のあるべき厚生年金制度における役割と、その規模を再定義する。

(3.3.1) 厚生年金制度

日本の公的年金制度には、国民年金(第 1 号被保険者：自営業者・農業者とその配偶者、学生など、第 3 号被保険者：第 2 号被保険者被扶養配偶者)・厚生年金(民間会社員、第 2 号被保険者)・共済年金(公務員など、第 2 号被保険者)がある。本稿では、名目賃金を取り扱うため、厚生年金に焦点をあてる。まず厚生年金の現行制度を年金保険料の負担と年金受給額の観点から説明し、次に 2004 年年金制度改革の概要についてまとめる。

(3.3.1.1) 厚生年金制度の現行制度(年金保険料の負担と年金受給額)

日本の公的年金は、賦課方式に事前積立方式を織り交ぜた修正積立方式である。厚生年金の保険料には基礎年金の保険料も含まれており、標準報酬月額⁵とボーナス(一回 150 万円を上限とする)に、一定の保険料率⁶をかけて算出される。この保険料は雇用者と事業主とが折半して負担する。年金受給額(年間)は、基礎年金部分と報酬比例部分とがある。また、基礎年金部分に関しては、給付額の 3 分の 1 を国庫が負担している(表 8)。

表 8 現行年金制度の保険料と年金受給額

		保険料(率)(月額)	年金受給額(年間)
国民年金	2007年9月現在 2017年以降	14100円 16900円	$792000 \text{円} \times \frac{\text{加入月数}}{480}$
厚生年金	2007年9月現在 (10月分) 2017年以降	14.996% 18.3%	$\text{基礎年金受給額} + \text{標準報酬月額} \times \text{加入月数} \times \frac{\text{給付乗率}}{1000} \times \text{スライド率}$
共済年金	2007年9月現在	10.8~14.9% (組合により 異なる)	$\text{基礎年金受給額} + \text{平均標準報酬額} \times \text{加入月数} \times \frac{\text{給付乗率}}{1000} \times \text{スライド率}$

(3.3.1.2) 2004 年年金制度改革の概要(給付と負担に関して)

少子高齢化により年金財政持続可能性に疑問の生じる中、2004年に年金制度改革が行われた。国庫負担の引き上げ、保険料・保険料率の水準固定、給付水準の引き下げに伴う最低給付水準の確保などが主に決定された(表 9)。しかし、これらの改革では大幅な保険料負担の増加や、給付水準の引き下げは行われず、社会保険研究所〔1999〕に示される将来必要とされる厚生年金の保険料率 34.5%よりも大幅に低水準である。この改正は「100 年安心の年金制度」と謳われたが、国民の年金不安を払拭することが出来たとは到底言えないだろう。

⁵ 毎年 8 月 1 日現在の雇用者の 4 月、5 月、6 月の 3 ヶ月の報酬の平均額を算出し、厚生年金保険料額表を用いて標準報酬月額を算出する。

⁶ 2007 年 9 月分(～2008 年 8 月分)の保険料率は 14.996%である。

表 9 2004 年年金制度改革の概要(給付・負担)

国庫負担	基礎年金国庫負担を 2009 年度までに 2 分の 1 に引き上げる
保険料	<p>①保険料水準固定方式 将来の保険料の水準を固定して、その収入の範囲内で給付水準を調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金保険料(月額) 2005 年度 4 月から毎年 280 円ずつ引き上げ、2017 年以降 16900 円に固定 ・厚生年金保険料(月額) 2004 年 10 月から毎年 0.345%ずつ引き上げ、2017 年以降 18.30%に固定 <p>②マクロ経済スライドの導入 社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させて給付水準を調整</p>
給付水準	標準的な厚生年金の世帯の給付水準は現役世代の平均的収入(手取り収入)の 50%を上回るよう維持

(出所)厚生労働省「年金制度改革のポイント」より作成

(3.3.2) 公的社会保障における企業の役割

日本企業はこれまで、日本的雇用慣行である終身雇用や年功序列型賃金制度といった雇用者にとって安定的な所得・雇用保障を行ってきた。一方で、年金制度・医療保険制度などの公的社会保障においては雇主負担という形で保険料負担を行ってきた。しかし、時代の変化とともに、社会保障における企業の役割をどのように見直すべきかという議論が盛んになっている。また、労働費用に占める法定福利費の割合が高いことが企業の「賃金」引き上げの足枷になっている現状からも、この議論は重要であると認識出来る。

ここでは、まず企業の公的社会保障システムの機能が低下している現状を示し、次に労働費用の観点から現在の企業の公的社会保障システムの規模を考察する。そして、これらを踏まえて、現在の状況に適した企業のあるべき公的社会保障における役割と、その規模を再定義する。

(3.3.2.1) 環境変化に伴い機能低下する従来型の企業社会保障システム

1980 年代以降、このような企業による所得・雇用・社会保障に見られるトータルな生活保障システムの存立基盤が揺らぎはじめ、とりわけバブル崩壊以降はその機能低下が明確になっていると考えられる。これは、日本経済の成熟化と競争の激化とともに、終身雇用制度が大きく揺れていることが要因と考えられる。山田〔2000〕では、深刻化する少子高齢化を背景に年金財政・医療保険財政の維持が危ぶまれる中、「個人の生活保障を企業が一手に引き受けるという従来型システムは環境変化に対し機能障害を起こしている」と論じられている。また、このシステムはそもそも若年層の多い人口構成となる経済を前提としていたが、近年我が国では急速な少子高齢化に悩まされている。このシステムの前提条件と現状の乖離を考慮すると、この従来型システムのままでの運営では、企業活力は殺がれ、雇用者の生活水準も低下してしまう可能性がある。

また、小塩〔2002〕では、次のように述べられている。「少子高齢化が進むと日本的雇用慣行が次第に維持できなくなり、就業形態も多様化するとすれば、これまでのような形で企業が社会保障に貢献することは難しくなっていくと思われる。企業の果たすべき社会的役割は、労働者に就業機会を広く提供するという本来の機能に次第に限定され、狭い意味での社

会保障の担い手としての役割は薄らいでいかざるを得ない。むしろ、旧来の就業スタイルを前提とした上で、企業がこれまでと同様の福利厚生制度を維持していくことは、就業スタイルが異なる就業者に対して不公平な扱いをもたらすことになる。このように考えると、社会保障の仕組みは企業という存在を経由せず、直接個人に働きかけるようなものに再構築する必要が出てくる。つまり、全ての雇用者に対して平等な所得・社会保障を提供するためには、老後の所得保障すなわち厚生年金制度における役割よりも、現在の所得保障すなわち「賃金」上昇に重点を置くべきであると考えられる。

(3.3.2.2) 労働費用からみる現在の企業の厚生年金制度における役割の規模

労働費用とは、厚生労働省によると「労働者を雇用することによって生ずる一切の費用をいい、現金給与のほか、退職金、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費その他の労働費用（現物給与など）が含まれ」と定義される。我々は、この労働費用に占める法定福利費の割合から、現在の企業の厚生年金制度における役割の規模を分析する。

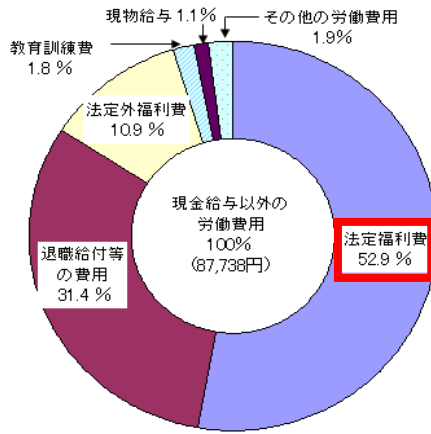
平成 18 年就労条件総合調査によれば、労働費用は現金給与を 100%とした場合、123%にも及ぶことが分かる(表 10)。現金給与以外の 23%の内訳は、法定福利費が 12.4%と半分以上を占め、次いで退職給付等の費用が 7.0%、法定外福利費が 2.8%、これら以外の募集費、教育訓練費その他の労働費用が 0.7%となっている(図 8)。また、法定福利費を 100%とした場合、厚生年金保険料が 48.5%と半分近く占めている。企業規模別にみても、すべての規模で 50%近くを占め、企業規模間に大きな差はみられない。これは 100 万円の賃金に対して、企業負担の法定福利費が 12.4 万円、そのうち厚生年金保険料が 6.4 万円という厚生年金制度の規模を示す。この規模が果たして現在のあるべき厚生年金における役割の規模に等しいのだろうか。

法定福利費に含まれる厚生年金保険料は、企業努力により削減しえない費用であることから、企業が現金給与の引き上げをする際のいわば足枷となっていると考えられる。厚生年金保険料は法定福利費の半分近くを占め、さらに 2004 年度の法律改正により年率 0.354%(労使各 0.177%)ずつ段階的に引き上げられ、2017 年度以降は 18.30%に固定されることが確定している(図 9)。この保険料引き上げは明らかに企業収益に負の影響を与え、それに伴い企業にとって「賃金」の上昇を抑制するインセンティブが働くことは明らかである⁷。

厚生年金保険料は拡大し、これを受けて「賃金」の上昇が抑制される傾向にある。これは、(3.3.2.1)で述べたように、企業が厚生年金保険料負担などの雇用者の老後の所得保障における役割を縮小し、雇用者の現在の所得保障における役割を拡大するというような役割の変化に、現在の公的社会保障システムの規模が対応しきれていないと考えられる。

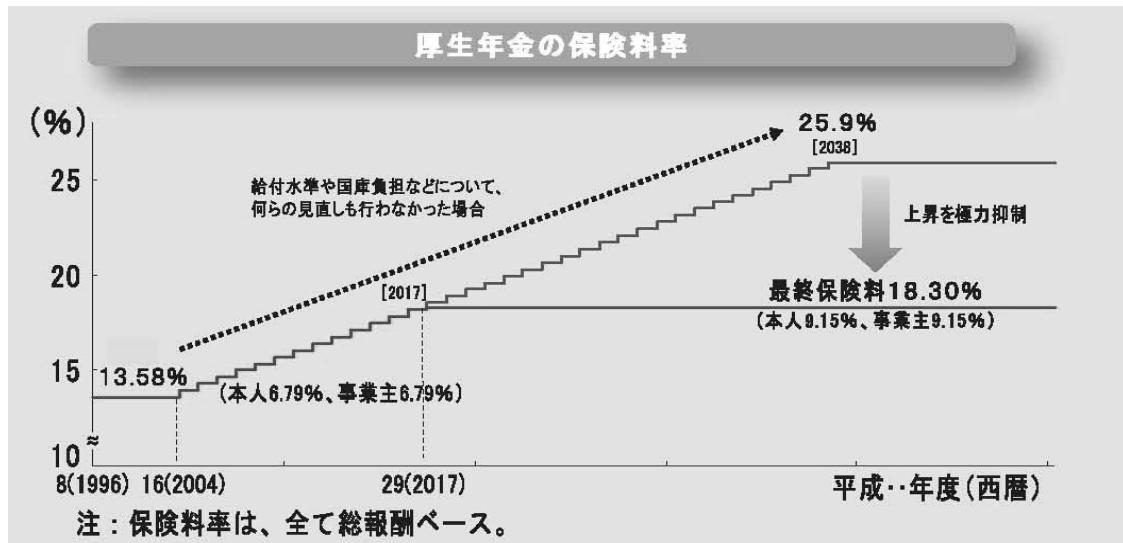
⁷ 山田〔2004〕によると、社会保険料の持続的上昇が今後企業の賃金抑制を促す要因となる可能性が高いことを指摘している。また、帝国データバンク〔2004〕の調査から、既存正社員を削減しない企業でも約 3 社に 1 社が労働費用を削減し、正社員削減の意向がある企業と合わせると労働費用削減の動きは過半数にのぼるという傾向にあることがわかった。

図 8 現金給与以外の労働費用の割合



(出所)厚生労働省 「平成 18 年就労条件総合調査」

図 9 厚生年金の保険料率の推移



(出所)総務省 「厚生年金保険に関する行政評価・監視」 参考資料

表 10 労働費用の推移(常用労働者一人一ヶ月平均)

(単位: %)

	全企業					2004 企業規模別			
	1991	1995	1998	2001	2004	30— 99	100— 299	300— 999	1000 人以上
現金給与総額(千円)	383	401	410	368	375	316.3	319.7	390.7	427.5
現金給与 100.0 とした(%)									
法定福利費	10.1	10.7	11.4	11.4	12.4	12.9	12.2	12.2	12.4
厚生年金保険料	4.9	5.6	6.3	6.2	6.4	6.4	6.3	6.3	6.4
健康保険料	3.3	3.4	3.5	3.6	4.2	4.4	4.3	4.1	4.0
雇用保険にかかる額	0.9	0.7	0.8	0.8	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1
労災保険にかかる額	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.9	0.5	0.6	0.8
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
法定外福利費	3.5	3.4	3.3	2.8	2.6	1.8	2	2.2	3.2
退職金等の費用	4.8	5.1	6.7	7	7.3	3.3	4.5	6.6	10.5
その他	1.8	1.3	1.2	1.1	0.7	0.8	1.1	1.3	1.2
労働費用総額	120	121	123	122	123	118.8	119.8	122.3	127.3

(出所)厚生労働省「平成 18 年就労条件総合調査」から作成

(3.3.2.3) 企業の公的社会保障における役割と規模の再定義

このように、従来型の企業社会保障システムが揺らぐ中、企業の公的社会保障における役割の再定義を行う必要に迫られている。日本の雇用慣行の崩壊に伴い、厚生年金保険料負担などの企業の果たすべき社会的役割は、縮小していると考えざるを得ない。これは、財務省「高齢化社会における雇用と社会保障に関する研究会」の報告書において、「企業が経営の効率化の観点から、退職金・企業年金を含む総人件費の抑制に取り組んでいることを背景として、雇用者の老後の所得保障に占める企業の役割は低下傾向にある」、とされていることから伺えられる。つまり、企業は厚生年金保険料負担などの雇用者の老後の所得保障における役割を縮小し、雇用者の現在の所得保障における役割を拡大する必要があると考えられる。そして、この必要に応じて企業の公的社会保障システムの規模を縮小させることが必要に迫られている。

第4章 減価償却制度

本章では、第3章第1節で触れた減価償却制度により、課せられる償却資産税等を、法定企業負担として捉え、制度改革提案とその分析を行う。

第1節 平成19年度税制改革

第3章1節でも、触れたが欧米の先進国では、償却可能限度額を100%、残存価額を0%と設定しているのに対し、従来の我が国の減価償却制度では、残存価額が10%計上されており、償却限度額が95%と100%償却を認めていない。これは耐用年数経過時点で90%まで、それ以降は95%を償却可能とするものであり、全額が損金扱いとなるのは、処分(除却)時点である。償却可能限度額が95%ということは、資産の除却時点における資産価値を5%と見積もっていることを意味するが、現実的には、除却時点で売却出来るケースは少なく、大半は処分費用を投じて廃棄されている。これ等の指摘・批判を受け、政府は平成19年に本制度の改革を決定した。

具体的には、海外の欧米主要国との制度上の格差を無くすことを主眼に、法定耐用年数経過時点での残存価額10%の撤廃、法定耐用年数経過後も引き続き使用した場合の償却限度額の100%化、薄型パネル・半導体関連3設備の法定耐用年数の短縮化、定率法による償却に250%の加速度の導入が行われた。

この制度改革は、取得コストの前倒しを意味し、設備導入から償却完了までの各事業年度ベースで見れば、損金への計上額の増加に伴う減税効果(償却資産税の減税)を持ち、結果的に、企業のキャッシュフローを増大させる。また、企業にとって設備投資をしやすい環境を提供することにつながり、設備投資の更新が活発化し、企業部門による実体経済への正の影響を発生させると考えられる。

この制度改革に関して、留意しなければならない点は、本制度改革は直接的な減税措置ではなく、取得コストの費用化の前倒しによる、企業負担の軽減である。従来の制度においても除却時には、100%費用化されるため、損金計上総額は変わらない。故に、除却までの多年度にわたる税収の総額は変わらない。これを多年度税収中立という。

第2節 制度改革案(減価償却)

前節で触れた、平成19年度の本制度に関する税制改正は、残存価額の撤廃、償却可能限度額の100%化及び250%定率法の加速度償却導入、薄型パネル・半導体関連3設備の法定耐用年数の短縮化といった従来出ていた改正要望に、ある程度応えるものである。

しかし、依然、海外の主要国と比べ非常に複雑な減価償却区分は簡素化されておらず、償却期間の短縮化に関しても、250%定率法の導入と薄型パネル・半導体関連3設備の法定耐

用年数の短縮化という形で、改善されてはいるものの国際競争の相手国である海外主要国に比べ、全般的に実質的な償却期間は比較的長く、未だ改善の余地はあるものと考えられる。そこで本節では、償却区分の簡素化(具体的には欧米諸国と同レベル)と残存価額 10%の撤廃、償却可能限度額 100%化、定額法にも適用し得る法定耐用年数自体の全般的な短縮化を、行うことによる企業負担軽減効果を、算定する。

本制度改革は、国際的な競争が激化し、減価償却制度の在り方が適切な経済成長を妨げる要因とならぬよう、制度格差を是正することで、我が国の企業に対する間接的な減税効果と、設備投資の活性化による業績増大による賃金水準引き上げの余剰が、企業に提供されることが期待されるものである。

本節では、その効果を検証するために、償却区分の簡素化(具体的には欧米諸国と同レベル)と残存価額 10%の撤廃と償却可能限度額 100%化、定額法にも適用し得る法定耐用年数自体の全般的な短縮化という制度改革を行い、法定耐用年数を 30%、50%、60%短縮化した場合、得られる企業負担軽減分から、「賃金」引き上げにまわされたときの賃金引き上げ率を、分析する。

なお、分析にあたっては、財務省総合政策研究所の法人企業統計調査を参考にした。

表 11 本制度改革が「賃金」に与える効果

	W(%)
(ケース 1 : 30%短縮化)	1.006%
(ケース 2 : 50%短縮化)	1.008%
(ケース 3 : 60%短縮化)	1.010%

本制度改革による賃金引き上げ率を示す、分析結果を示す表 11 によれば、制度改革に加え法定耐用年数を 30%、50%、60%短縮化した場合、それぞれ 1.006%、1.008%、1.010%の賃金引き上げが予想されることがわかった。

なお、この負担軽減による「賃金」への影響は、より直接的にその効果が表れると考えられる償却資産に対する減税効果の分析であり、実際には、償却可能限度額の 100%化と償却資産の償却期間短縮化及び償却区分の簡素化により、企業にとって設備投資が、よりしやすい環境が整えられることも意味し、多年度で見れば、その波及効果は表 4-2 の軽減額を上回り、多くの企業にとって、余剰がより大きく創出されることが考えられる。

第5章 法人税率

本章では、第3章2節で触れた法人税率の国際的潮流を踏まえ、日本の法人税率引き下げ案に関する検証と、その分析を行う。

第1節 法人税率引き下げの現状

第3章2節でも触れたが、今後欧州をはじめとする国々で、法人税率の引き下げを実施する国が続出してきている。主だったところでは、ドイツ、イギリス、スペインでは30%弱、オランダ、フィンランド、デンマーク等の中堅規模の国々では25%前後、EUへの04年新規加盟国と加盟国候補が20%以下に法人税率を引き下げる予定である（第3者はポーランド、スロバキア、ルーマニア、トルコ、ブルガリア、エストニア等）。

日本においても日本経済団体連合会会長の御手洗氏をはじめとする企業側から法人税の引き下げを訴える声が上がっている。経団連の平成20年度税制改正に関する提言では、以下のように述べられている。「世界各国では、企業活動の活性化のために法人税率の引き下げが進められており、わが国との税率の格差はわが国企業の競争力の強化や対内直接投資促進の上で無視できない水準に至っている。企業活動の活性化は、わが国の雇用や所得の拡大に直結する。法人税収は過去数年で大幅な増収となっており、今後も予想される増収基調のなかで、諸外国との税率格差の是正を実現すべく、英独仏並みの30%を目途に法人実効税率を引き下げるべきである」と。しかし、政府側からの反発により、法人税率の引き下げは停滞しているのが現状である。政府の言い分は、法人優遇の色彩が強い、政治的に見て、国民階層から広く支持を集めるのは困難、税収が減少する等が挙げられる。

第2節 法人税率引き下げ案

前節で触れたように、現在、様々な反論により法人税率の引き下げは停滞している。しかし、国際的な企業競争力を維持、強化するとの観点から、法人税率の引き下げ避けては通れないものとなろう。そこで、本節では法人税率の引き下げによる資金余剰分を、家計への賃金にあてることを主眼に置く、新たな法人税率引き下げ案を検証していく。また、法人税率の引き下げによる効果を検証するにあたり、家計、企業、政府の3部門への効果を推察する。

(5.2.1)家計への効果

家計にとって、法人税率を引き下げのみでは、直接的な効果はほとんどないといえる。確かに、企業の負担が軽減されたことで、資金余剰分の一部を株主の配当に還元し、それにより、家計にプラスの効果が表れるであろう。しかし、それは間接的なものであり、さらに家計全てが株主とは限らないため、その効果は限定的であることが推察される。

そこで、資金余剰分を「賃金」にあてることを主眼とし、法人税率を引き下げの場合、家計に、雇用人報酬、つまりは「賃金」という形で直接的なプラスの効果が表れる。これは、法人税率引き下げに対し、政府側の、法人優遇の色彩強、国民からの支持を得るのが困難との反論を解決しているといえよう。

(5.2.2)企業への効果

企業にとって、法人税率の引き下げは、負担分が軽減されるため、既にプラスの効果が表れている。

ここで、資金余剰分を従業員への給与にあてる場合、企業側は法人税率の引き下げによる、資金余剰分を雇用人報酬、つまりは「賃金」にあてるため、プラスの効果もマイナスの効果もないように見える。しかし、企業で働く従業員に対する「賃金」が増えることは、従業員のモチベーションを上げ、企業内の更なる体質改善化が見込まれよう。直接的なプラスの効果は期待できないものの、企業の潜在的能力を促進させようと考えられる。また、「賃金」上昇を介した「消費」が家計において増大することで、企業の業績が改善することも考えられる。

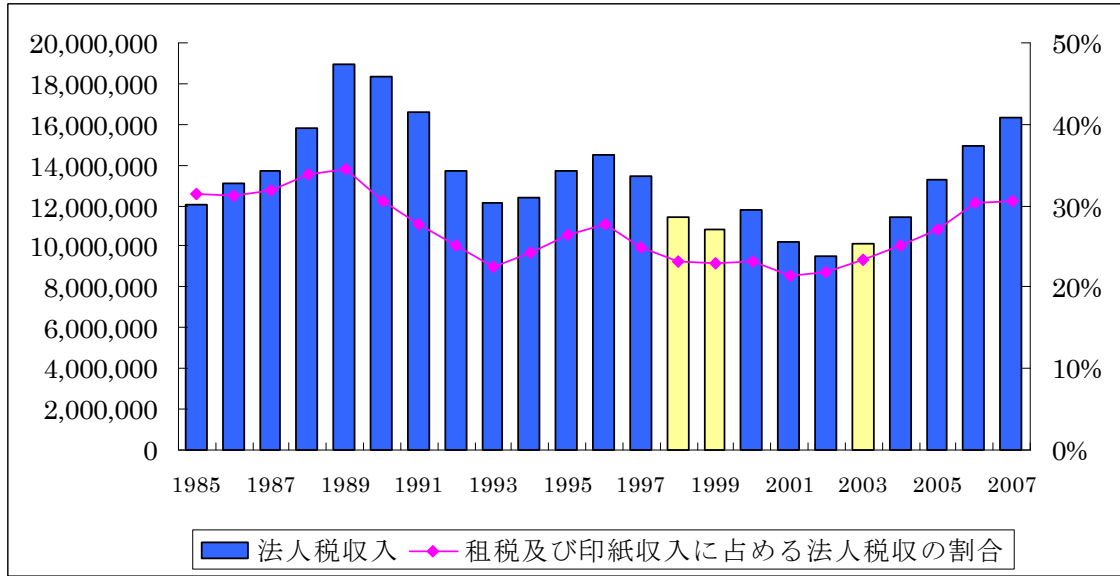
(5.2.3)政府への効果

政府にとって法人税率の引き下げは、税収を減少させるため直接的なマイナスの効果を与える。租税及び印紙収入に占める法人税収の割合は、30.59%上るものであり、その税収が減少することは、簡単に見過ごせるものではない。しかし、それは税収を短期的にみた場合である。中長期的にみた場合、海外企業が日本に進出しやすくなり、外国法人の割合を増加させ、また、現状以上の資本流出を防ぐことも考察される。さらに、国内企業の業績改善により、現時点よりも税収が増加する可能性も示唆される。

現実のデータをみると、法人税率が引き下げられた後に大幅な税収減はみられない(図10)⁸。むしろ現在の好調な経済状況を加味すれば、中長期的には税収増が見込まれるだろう。

⁸ なお、平成19年までは決算を、平成19年に関しては予算を使用。色の変化する部分は、その年において法人税率が引き下げられたことを示す。

図 10 法人税収及び租税印紙収入に占める法人税収の割合



(出所)財務省データベース「予算書・決算書の情報(昭和 60 年～平成 19 年)」から作成

第3節 法人税率の引き下げ効果の分析

前節で、資金余剰分を「賃金」にあてることを主眼においた、法人税率引き下げによる、家計、企業、政府の 3 部門への効果を推察した。そこで本節では、法人税率の引き下げが実際に、どの程度効果をあらわすのかを分析していく。ここで、3つのケース、すなわち、法人税率を 5%引き下げた場合(ケース 1)、7%引き下げた場合(ケース 2)、10%引き下げた場合(ケース 3)、について分析を行う(表 12)。なお、分析に際し、国税としての法人税と、地方税を分けず、国・地方の法人税を 1 つのものとして捉え、検証していく。また本分析において、財務省総合政策研究所の法人企業統計調査をもとに試算する⁹。

表 12 法人税率引き下げが「賃金」に与える効果

	W(%)
(ケース 1 : 3%引き下げ)	0.84%
(ケース 2 : 5%引き下げ)	1.40%
(ケース 3 : 10%引き下げ)	2.81%

⁹ 実際には、法人税率引き下げから賃金への波及効果は直接的、間接的效果によるため複雑なものであるが、ここでは簡略化のため、このような分析手法を用いる。

第6章 厚生年金制度改革シミュレーション

第3章での現状分析を受け、我々は企業の厚生年金保険料負担を軽減する制度改革案を提案する。そして制度改革の効果を計量的に実証するためシミュレーションを行う。

第1節では、第3章で示された現状を踏まえて、望ましい制度改革案を述べる。次に第2節では、制度改革を計量的に分析するためのモデルのフレームワークを説明する。第3節では、制度改革案となる3つのケースのシミュレーションを、2期間2世代ライフサイクルモデルを用いて検証する。

第1節 制度改革案(厚生年金制度)

第3章では、第1に日本的雇用慣行の崩れに伴い厚生年金保険料負担などの企業の果たすべき社会的役割は縮小しているということ、第2に企業は厚生年金保険料負担などの雇用者の老後の所得保障における役割を縮小し、雇用者の現在の所得保障における役割を拡大する必要があるということが分かった。これらを受け、我々は、企業の厚生年金保険料負担に関して、以下の制度改革案を提案する。

ケース 1.厚生年金保険料の企業負担分の基礎年金部分を消費税でファイナンスし、企業負担軽減分を賃金に加える

この改革は、保険料の企業負担縮小に伴い、公的年金制度の規模自体が縮小しないことが前提となっている。この前提の下、企業負担軽減分をファイナンスする手段として我々は、公平性の観点から広く浅く課税される消費税¹⁰を選択した。ファイナンス分を消費税としていることから、年金受給世代にも保険料負担が及ぶことによるマクロ経済効果を検証する。

ケース 2.企業負担分の報酬比例部分を段階的に縮小する

また、ケース2とケース3の改革では、企業の厚生年金制度における役割の縮小は、公的年金制度の規模そのものの縮小を前提としている。この前提の下、企業負担分のうちの報酬比例部分を段階的に縮小し、結果的に賃金がどの程度上昇するのかを検証する。

¹⁰ Kotlikoff [1995] によれば、所得税よりも消費税を制度改革の財源とするほうが、より容易く、より早期に制度改革を移行することが出来る。また、Okamoto [2005] では累進支出税を財源とすることは、急速に少子高齢化社会へと移行する現在の日本において、効率性・公平性の観点から望ましいとされる。

ケース 3. 企業負担分の報酬比例部分を段階的に縮小し、企業負担軽減分を賃金に加える

前提条件はケース 2 と同じであるが、ここでは企業負担軽減分を即時に賃金に加える。企業の負担軽減と同時に、賃金を上昇させた場合のマクロ経済効果を検証する。

第2節 モデルのフレームワーク

厚生年金制度改革の効果を計量的に実証するため、シミュレーションを行う。つまり、厚生年金の現行制度維持に関する問題点を指摘するのではなく、企業の負担と役割の変化の観点からシミュレーションを行うことが本稿の特徴である。以下では、先行研究を紹介し、定常状態モデルの説明を行う。

(6.2.1) 年金制度改革の研究の原点

年金制度改革がマクロ経済に与える効果に関する研究を、最初に本格的に行ったのは Auerbach-Kotlikoff [1987] である。55 期間の世代重複モデル(21 歳から勤労を開始し、寿命を 75 歳とする。寿命の不確実性を考慮しない。)を用いて、人口変動がマクロ経済に及ぼす影響を分析している。各世代は生涯の予算制約の下、消費と余暇からなる通時的効用を最大化するように労働供給と貯蓄を決定する。競争市場均衡を想定しており、労働市場は完全雇用が成立している。また、一般均衡モデルを前提とし、貯蓄は資本市場の均衡条件より資本ストックに結びつき、生産量や利子率に影響を及ぼす。分析結果によると、保険料の引き上げ政策よりも、給付水準の引き下げや支給開始年齢の引き上げ政策のほうが、生涯消費が 4% 増加したこと、制度改革によって長期的に見れば経済厚生は高まったが、移行期の 25 年間の世代で負担増となり、世代間での効用の分配が問題視された。Kotlikoff [1995] ではこれらのモデルを拡張し、年金制度の民営化がマクロ経済に及ぼす影響を分析した。年金制度の民営化により、資本ストックと生産量が定常状態に比べ、それぞれ 52%、16% 増加する一方で現役世代の効用は 2% 減少する。しかし、全体の効用は増加することから、経済厚生にプラスの影響を与える。制度移行期においては、所得税より消費税を財源とするほうが、より容易く、より早期に制度改革を移行することが出来ると分析した。また、移行後での世代では全ての所得階層で効用が増加し、とりわけ低所得者層での増加が著しかったことから、民営化は累進的な性質をもつと考えられると指摘した。

(6.2.2) 基本的構造

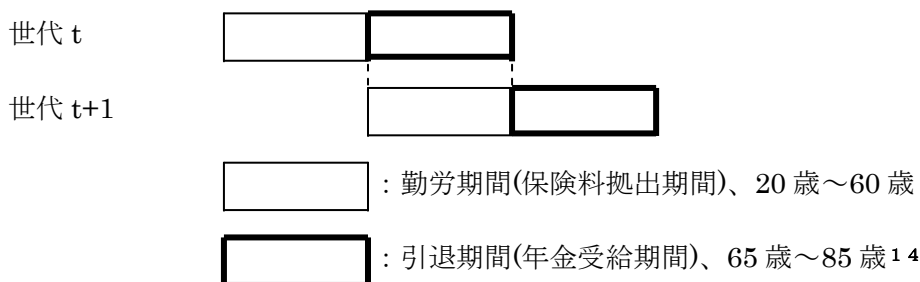
本稿では、厚生年金制度改革の名目賃金をはじめとする様々な経済効果を分析するために、各世代が勤労時と引退時¹¹の 2 期間を生き、各時点において 2 つの世代が重複して存在しているという極めて単純な 2 期間 2 世代モデル¹²を想定する橋木・中居 [2002] に改良を加えた。

¹¹ 勤労期とは就労による所得があり保険料を拠出する期間であり、引退期とは就労を辞めて所得が無く年金を受給する期間とする。

¹² 小塩 [1999] では、制度改革の移行期を分析するには 2 期間 2 世代モデルでは簡略すぎるとされているが、本稿では制度改革の移行期については研究の対象としていない。

このモデルは、家計部門・政府部門・企業部門の 3 部門からなる。家計は予算制約の下で生涯の効用最大化になるよう、企業は各期の要素投入の下で各期の利潤最大化となるよう行動する。ある世代が 65 歳となり引退期間にはいると同時に、別の世代が 20 歳となって勤労期間にはいることにより、各時点において引退期間と勤労期間の 2 つの世代が重複している(図 11)¹³。これにより、勤労期間における世代の保険料拠出により引退期間における世代を支えるという、世代間で所得移転が行われる賦課方式による年金制度における経済厚生分析が可能となる。基礎年金部分と報酬比例部分からなる厚生年金加入者(第 2 号被保険者)を対象としているが、ここでは公的年金に含まれない 3 階部分にあたる企業年金は考慮しない。また、人口成長率 n で増加すると仮定して完全雇用の状態を想定する。

図 11 2 期間 2 世代モデルの概要



①家計部門

各家計は同質的な行動をとるという前提の下、各世代を合理的期待行動をとる代表的な個人を定式化することによって示される。各世代は生涯の予算制約の下、年金の保険料率や所得税率を所与として生涯の効用が最大となるような行動をとる。

各世代は勤労期間において賃金 w_1 から、厚生年金保険料(うち基礎年金部分保険料率 p_1 、報酬比例部分保険料率 p_2)、所得税(所得税率 i_1)を差し引いた可処分所得から消費 C_1 と貯蓄 s の配分を決める。引退期間には、勤労期間の貯蓄 $s(1+r)$ と年金受給額をもとに消費 C_2 を行う。年金受給額は基礎年金部分が $3p_1w_1(n+1)$ 、報酬比例部分が $2p_2w_1(n+1)$ となり、それぞれ企業負担分及び国庫負担分を考慮している。また、次世代に残す遺産の発生は考慮せず、基礎年金部分も報酬比例部分も賦課方式で運営されているとする。利子率を r 、人口増加率を n とすると、各家計の行動は次のように定式化される。

$$\max U = (C_1, C_2)$$

s.t.

$$C_1 = (1 - p_1 - p_2 - i_1)w - s \tag{1}$$

$$C_2 = (3p_1w_1 + 2p_2w_1)(1+n) + s(1+r) \tag{2}$$

¹³ 生涯行動を勤労期間と引退期間の 2 期間とする前提において、家計は実際には各時点で消費計画を立てると考えられることから、この前提は単純すぎて説得力に欠けると考えられうる。だが、斉藤 [1996] によると、異時転換の裁定機会が不在で市場が効率的である限りにおいては、2 期間モデルのフレームワークは多期間モデルへの拡張が可能である。

¹⁴ ここでは平均寿命を 85 歳とする。

ただし、 C_1 : 勤労期間の消費、 C_2 : 引退期間の消費、 p_1 : 基礎年金部分の保険料率(自己負担分)、 p_2 : 年金の報酬比例部分の保険料率(自己負担分)、 i_1 : 所得税率、 r : 市場利子率 w_1 : 一人当たり雇用者賃金、 s : 貯蓄、 n : 人口増加率

効用最大化条件を導くため、効用関数を Cobb-Douglas 型で特定化し、生涯の消費に占める異時転換(勤労期間の)の効用ウェイトを α とする。

$$\max U = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha}$$

と表される。この効用関数と各期の消費関数を変形すると、効用最大化条件は、

$$\max H = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha} + \lambda \left[C_1 + \frac{C_2}{1+r} - (1-p_1-p_2-i_1)w - \frac{(3p_1w_1+2p_2w_1)(1+n)}{1+r} \right]$$

となる。ここで λ は生涯にわたる予算制約に関する Lagrange 乗数を表す。この Lagrange 関数を C_1, C_2, λ について偏微分し、効用最大化に関する一階の条件を求める。

$$\frac{\partial H}{\partial C_1} = \alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha} + \lambda = 0 \tag{3}$$

$$\frac{\partial H}{\partial C_2} = (1-\alpha) C_1^\alpha C_2^{-\alpha} + \frac{\lambda}{1+r} = 0 \tag{4}$$

$$\frac{\partial H}{\partial \lambda} = C_1 + \frac{C_2}{1+r} - (1-p_1-p_2-i_1)w - \frac{(3p_1w_1+2p_2w_1)(1+n)}{1+r} = 0 \tag{5}$$

(3)式より、 $\lambda = -\alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha}$ となり、これを(4)式に代入して、

$$(1-\alpha) C_1^\alpha C_2^{-\alpha} - \frac{\alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha}}{1+r} = 0$$

$$(1-\alpha)(1+r) C_1^\alpha C_2^{-\alpha} = \alpha C_1^{\alpha-1} C_2^{1-\alpha}$$

$$C_2 = C_1 \frac{(1-\alpha)(1+r)}{\alpha}$$

となり、これを(5)式に代入すると、

$$C_1 + C_1 \frac{1-\alpha}{\alpha} - (1-p_1-p_2-i_1)w - \frac{(3p_1w_1+2p_2w_1)(1+n)}{1+r} = 0$$

$$C_1 = \alpha \left[(1-p_1-p_2-i_1)w + \frac{(3p_1w_1+2p_2w_1)(1+n)}{1+r} \right] \tag{6}$$

②政府部門

政府は家計から所得税 $t_1 w_1$ を徴収し(完全分配のため、法人税は発生しない)、これと国債

発行 B を歳入とする。一方、基礎年金の国庫負担 $\frac{p_1 w_1}{1+n}$ 、公共投資や政府消費などの政府支出 G を歳出とする¹⁵。これらを定式化すると次のようになる。

$$i_1 w_1 + B = \frac{p_1 w_1}{1+n} + G \quad (7)$$

ただし、 $i_1 w_1$: 所得税徴収額、 B : 国債発行額、 $\frac{p_1 w_1}{1+n}$: 基礎年金国庫負担、 G : 政府支出

③企業部門

ここでは一次同時の生産関数を想定する。生産要素は資本と労働力とし、生産関数を効用関数と同様に Cobb-Douglas 型で特定化する。

$$Y = K^a L^{1-a}$$

ただし、 Y : 実質 GDP、 K : 資本ストック、 L : 労働力人口、 a : 資本分配率

ここで、一人当たりの生産量に置き換え、 $\frac{Y}{L} = \left(\frac{K}{L}\right)^a$ とする。 $\frac{Y}{L}$ を y とし、資本分配率を表す $\frac{K}{L}$ を k とすると、 $y = k^a \dots$ (8)式となる。次に、資本一単位あたりの生産量に置き換え $\frac{Y}{K} = \left(\frac{L}{K}\right)^{1-a}$ とする。 $\frac{Y}{K}$ を y_2 とし、労働資本比率を表す $\frac{L}{K}$ は k_2 とすると、 $y_2 = k_2^{1-a}$ となる。完全競争の下利潤最大化行動をとっていると仮定すれば、賃金と利子率は、それぞれ労働と資本の限界生産に等しくなる。厚生年金保険料の企業負担分を考慮しているため、 p_1 、 p_2 を労働費用として賃金コストに含ませている¹⁶。

$$r = a k^{a-1} \quad (9)$$

$$(1 + p_1 + p_2) w_1 = (1 - a) k^a \quad (10)$$

④市場均衡

以上により、モデルを構成する 3 部門の定式化を行ったが、モデル全体が論理的整合性を持つためには、以下の市場均衡条件を満たさなければならない。

財市場の均衡条件は、勤労世代の貯蓄総額と資本ストックとが等しくなるので、 $k = \frac{s}{1+n} \dots$ (11)となる。

資本市場の均衡条件は、家計の貯蓄総額と資本ストックと国債発行額の合計とが等しくなるので、 $s = (1+n)k + B \dots$ (12)となる。

またこのモデルでは労働市場を外生として扱っているため、労働市場の均衡条件は考慮しない。

¹⁵この条件化では均衡予算主義となっていないといえるが、国債をモデル内の残差調整のために用いているため、実質的には均衡予算を想定している。

¹⁶退職金、厚生年金保険料以外の法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費その他の労働費用（現物給与など）はモデルの簡略化のため考慮していない。

(6.2.3) パラメーター、外生変数の特定

勤労期間の効用ウェイト α を、橘木・中居〔2002〕に従い勤労期間の全期間に占める割合から算出する。このモデルでは勤労期間を 40 年、引退期間を 20 年と想定しているため、 $0.667(\equiv 40 \div (40+20))$ とした。所得税率 i_1 は橘木・中居〔2002〕、山田〔1999〕¹⁷に従い、17.6% とした。厚生年金保険料の個人負担分である p_1 、 p_2 は橘木・中居〔2002〕¹⁸をもとにより現行に適した値を算出し、それぞれ 2.77%、4.72% とした。また、資本分配率 a は橘木・中居〔2002〕、小塩〔2001〕¹⁹に従い、0.3 とした。 n に関しては、 $n = \blacktriangle 0.01$ ²⁰で推計した。

第3節 シミュレーション

(6.3.1) シミュレーションの方法

第 2 節では、シミュレーションに用いるモデルの構造と関数、パラメーターの特定を行った。ここでは、第 1 節に示した制度改革案をシミュレーションする手順について示す。

外生変数としてモデルに組み込まれるのは、所得税率、年金保険料率である。一人当たり生産量、資本労働比率、政府支出、一人当たり雇用者賃金、市場利子率、貯蓄、国債発行額、勤労期間の消費、引退期間の消費はモデルから内生的に求められる。まず、モデルでは未知数 C_1 、 C_2 、 w_1 、 r 、 s 、 y 、 k 、 G 、 B の定常解を(1)、(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)式を用いて求め、これをベースラインとする。シミュレーションでは、式を新たに構築することにより、未知数の解を求める。これにより、シミュレーションにおける厚生年金制度改革が、マクロ経済変数にどのような影響をもたらすかを分析することが出来る。

(6.3.2) シミュレーション

上記のモデル構造を下に、我々の考える制度改革案について、シミュレーションを行い、賃金や生涯の効用、勤労期間の消費等のマクロ経済変数について定常解と比較する。制度改革案のシミュレーションを、厚生年金保険料の企業負担分の基礎年金部分を消費税でファイナンスし企業負担軽減分を賃金に加えるケース 1、企業負担分の報酬比例部分を段階的に縮小するケース 2、企業負担分の報酬比例部分を段階的に縮小し企業負担軽減分を賃金に加えるケース 3 として考える。

厚生年金保険料は現行制度において、基礎年金部分は国庫が 3 分の 1(2009 年までに 2 分の 1 に引き上げることが確定)を負担し、残りの 3 分の 2 を家計(雇用者)、企業(事業主)が折半することになっている。また、報酬比例部分は家計(雇用者)、企業(事業主)が折半する。2004 年度の年金制度の改正により、厚生年金の保険料率は段階的に引き上げられ、2017 年には 18.30%(労使折半)に固定されることになっているが、ここではシミュレーションの簡略化のため考慮していない。

¹⁷橘木・中居〔2002〕では、過去の 10 年間の平均の実績値から算出され、山田〔1999〕では 1975 年から 1997 年までの雇用者所得に対する平均税率を OLS(最小 2 乗法)により算出された。

¹⁸橘木・中居〔2002〕では、厚生年金保険料徴収額のうち、基礎年金への繰入額を用いて算出された。

¹⁹小塩〔2001〕によると、この値は日本経済において観測される、あるいは政府が予測している値にほぼ見合ったものである。

²⁰国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口のデータをもとに人口増加率を算出したところ、 $\blacktriangle 0.01$ 前後の値が得られ、現在の日本を反映した数値といえる。

(6.3.2.1) ケース 1 : 厚生年金保険料の企業負担分のうち、基礎年金部分を消費税でファイナンスし、企業負担軽減分を賃金に加える

次に、厚生年金保険料の企業負担分のうち、基礎年金部分を消費税でファイナンスし、企業負担軽減分を賃金に加えるケースをシミュレーションし、マクロ経済に与える影響を分析する。

①家計部門

厚生年金保険料の企業負担分のうち、基礎年金部分を消費税でファイナンスし、企業負担軽減分を賃金に加えるという制度変更した場合の、家計の消費行動の変化を定式化する。賃金は基礎年金部分の保険料負担撤廃による企業の賃金コスト軽減分を、全額²¹賃金に加えたため、 $w_2 = (1 + p_1)w_1$ となる。また、企業の厚生年金保険料負担のうちの基礎年金部分をファイナンスするための消費税率を t_1 とする。 t_1 の値は、内閣府の年次別 SNA データをもとに算出し、1.56% とする。

$$\max U = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha}$$

s.t.

$$(1 + t_1)C_1 = (1 - p_1 - p_2 - i_1)w_2 - s \tag{13}$$

$$(1 + t_1)C_2 = (C_1 + C_2)t_1 + (2p_1w_2 + 2p_2w_2)(1 + n) + s(1 + r) \tag{14}$$

また、制度改革に伴い保険料の受給額が変わらないための条件として、

$$(C_1 + C_2)t_1 = p_1w_2(1 + n) \tag{15}$$

この効用関数と各期の消費関数を(15)式を用いて変形すると、効用最大化条件は、

$$\max H = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha} + \lambda \left[C_1 + \frac{C_2}{1+r} - \frac{(1 - p_1 - p_2 - i_1)w_2}{1 + t_1} - \frac{(3p_1w_2 + 2p_2w_2)(1 + n)}{(1 + t_1)(1 + r)} \right]$$

となり、この Lagrange 関数を C_1, C_2, λ について偏微分し、効用最大化に関する一階の条件から、勤労期間における消費 C_1 を導く。

$$C_1 = \alpha \left[\frac{(1 - p_1 - p_2 - i_1)w_2}{1 + t_1} + \frac{(3p_1w_2 + 2p_2w_2)(1 + n)}{(1 + t_1)(1 + r)} \right] \tag{16}$$

②企業部門

制度変更により、企業部門では賃金に考慮されていた厚生年金保険料のうちの、基礎年金部分の負担を撤廃し、負担軽減分を全額賃金に加えることから、賃金と労働の限界生産性が等しいことを表す式が次のようになる。

$$w_2(1 + p_2) = (1 - a)k^a \tag{17}$$

²¹現実的には負担軽減分を賃金に全額加えることは困難であると考えられるが、ここではシミュレーションの簡略化のため全額賃金に加えると仮定する。

また生産関数と、利子率と資本の限界生産性を表す式は(8)、(9)式と同様である。

③政府部門・市場均衡

企業の厚生年金保険料負担のうちの、基礎年金部分をファイナンスするために徴収した消費税 $t_1(C_1 + C_2)$ は、同額が引退世代の年金給付に用いられるため制約式には反映されない。また、賃金が w_2 に上昇することにより政府部門の制約式が次のようになる。

$$i_1 w_2 + B = \frac{P_1 w_2}{1+n} + G \quad (18)$$

また、市場均衡は基本モデルと変わらず、(11)、(12)式と同様である。

①、②、③より定式化された、(13)、(14)、(16)、(17)、(18)、(8)、(9)、(11)、(12)式を用いて、未知数 C_1 、 C_2 、 w_2 、 r 、 s 、 y 、 k 、 G 、 B を求め、定常解と比較する。

(6.3.2.2) ケース 2：厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小する

次に、厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小するケースをシミュレーションし、マクロ経済に与える影響を分析する。

①家計部門

厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小するという制度変更した場合の、家計の消費行動の変化を定式化する。

$$\max U = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha}$$

s.t.

$$C_1 = (1 - p_1 - p_2 - i_1)w_1 - s \quad (19)$$

$$C_2 = \{3p_1 w_1 + (1 + \beta)p_2 w_1\}(1+n) + s(1+r) \quad (20)$$

この効用関数と各期の消費関数を変形すると、効用最大化条件は、

$$\max H = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha} + \lambda \left[C_1 + \frac{C_2}{1+r} - (1 - p_1 - p_2 - i_1)w_1 - \frac{\{3p_1 w_1 + (1 + \beta)p_2 w_1\}(1+n)}{1+r} \right]$$

となり、この Lagrange 関数を C_1 、 C_2 、 λ について偏微分し、効用最大化に関する一階の条件から、勤労期間における消費 C_1 を導く。

$$C_1 = \alpha \left[(1 - p_1 - p_2 - i_1)w_1 + \frac{\{3p_1 w_1 + (1 + \beta)p_2 w_1\}(1+n)}{1+r} \right] \quad (21)$$

②企業部門

制度変更により、企業部門では賃金に考慮されていた厚生年金保険料のうちの、報酬比例部分負担の段階的縮小による負担軽減分を、全額賃金に加えることから、賃金と労働の限界生産性が等しいことを表す式が次のようになる。

$$w_1(1 + p_1 + \beta p_2) = (1 - a)k^a \quad (22)$$

また生産関数と、利子率と資本の限界生産性を表す式は(8)、(9)式と同様である。

③政府部門・市場均衡

政府部門、市場均衡は基本モデルと変わらず、(7)、(11)、(12)式と同様である。

①、②、③より定式化された、(19)、(20)、(21)、(22)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)式を用いて、未知数 C_1 、 C_2 、 w 、 r 、 s 、 y 、 k 、 G 、 B を求め、定常解と比較する。

(6.3.2.3) ケース 3 : 厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小し、企業負担軽減分を賃金に加える

次に、厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小し、企業負担軽減分を賃金に加えるケースをシミュレーションし、マクロ経済に与える影響を分析する。

①家計部門

厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小し、企業負担軽減分を賃金に加えるという制度変更した場合の、家計の消費行動の変化を定式化する。賃金は報酬比例部分の段階的保険料負担撤廃による企業の賃金コスト軽減分を、賃金に加えたため、

$w_3 = \frac{(1 + p_1 + p_2)w_1}{(1 + p_1 + \beta p_2)}$ となる。 β は、厚生年金企業負担分の報酬比例部分の縮小率を表す(但し、 $0 \leq \beta < 1$ とする)。

$$\max U = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha}$$

s.t.

$$C_1 = (1 - p_1 - p_2 - i_1)w_3 - s \quad (19)$$

$$C_2 = \{3p_1w_3 + (1 + \beta)p_2w_3\}(1 + n) + s(1 + r) \quad (20)$$

この効用関数と各期の消費関数を変形すると、効用最大化条件は、

$$\max H = C_1^\alpha C_2^{1-\alpha} + \lambda \left[C_1 + \frac{C_2}{1+r} - (1 - p_1 - p_2 - i_1)w_3 - \frac{\{3p_1w_3 + (1 + \beta)p_2w_3\}(1 + n)}{1+r} \right]$$

となり、この Lagrange 関数を C_1 、 C_2 、 λ について偏微分し、効用最大化に関する一階の条件から、勤労期間における消費 C_1 を導く。

$$C_1 = \alpha \left[(1 - p_1 - p_2 - i_1)w_3 + \frac{\{3p_1w_3 + (1 + \beta)p_2w_3\}(1 + n)}{1 + r} \right] \quad (21)$$

②企業部門

制度変更により、企業部門では賃金に考慮されていた厚生年金保険料のうちの、報酬比例部分負担の段階的縮小による負担軽減分を賃金に加えることから、賃金と労働の限界生産性が等しいことを表す式が次のようになる。

$$w_3(1 + p_1 + \beta p_2) = (1 - a)k^a \quad (22)$$

また生産関数と、利子率と資本の限界生産性を表す式は(8)、(9)式と同様である。

③政府部門・市場均衡

賃金が w_3 に上昇することにより政府部門の制約式が次のようになる。

$$i_1w_3 + B = \frac{p_1w_3}{1 + n} + G \quad (23)$$

また、市場均衡は基本モデルと変わらず、(11)、(12)式と同様である。

①、②、③より定式化された、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(8)、(9)、(11)、(12)式を用いて、未知数 C_1 、 C_2 、 w_2 、 r 、 s 、 y 、 k 、 G 、 B を求め、定常解と比較する。

(6.3.3)シミュレーション結果とその分析

表 13 においてそれぞれの変数の値を定常解と比較する。

ケース 1 において、生涯効用 U が上昇するものの、賃金 w_1 が減少する。これは、賃金引き上げが消費の上昇に繋がるものの、貯蓄 s の減少を受けて一人当たり生産量 y が減少し、結果として賃金 w_1 が減少するからである。またモデル上では、厚生年金のみを取り扱いその他の国民年金や共済年金は考慮していない。これは、実際には、国民年金・共済年金加入者までもが消費税負担を強いられることから、公平性に欠けると考えられる。故に、ケース 1 の結果は望ましいとはいえない。

ケース 2 とケース 3 の $\beta=0.25$ 、 0.00 において、貯蓄 s が増加している。これは企業の保険料負担縮小が、実質的に引退期の年金受給額減少となるために、勤労期における貯蓄 s を増加させ引退期の消費に備えるためである。貯蓄 s が増加することで、利子率 r が低下するとともに、資本ストック K を増加(すなわち資本労働比率 k の上昇)させて経済成長を引き起こし、一人当たり生産量 y を増加させる。このような生産の増加をうけ賃金 w_1 が上昇して勤労期の消費 C_1 が増加する。したがって生涯の効用 U が上昇する。また、 U 、 C_1 は定常状態に比べてそれぞれ著しい増加がみられたことにより、ケース 2 とケース 3 はマクロ経済に極めてプラスの効果を持つと考えられる。とりわけ、ケース 3 では、企業の保険料負担縮小による企業の賃金コストの軽減分を、雇用者の賃金に加えるため、 w_3 は定常状態に比べて著しく増加し、賃金上昇の効果は極めて高くなる。

表 13 シミュレーション結果

	U	C_1	C_2	w	r	s	y	k	G	B
定常解	0.173	0.150	0.230	0.285	2.060	0.063	0.438	0.064	0.042	0.000
ケース 1	0.177	0.154	0.236	0.283	2.097	0.062	0.435	0.062	0.042	0.000
ケース 2										
$\beta=0.75$	0.175	0.153	0.231	0.288	2.061	0.063	0.438	0.064	0.043	0.000
$\beta=0.50$	0.179	0.155	0.237	0.291	2.062	0.063	0.438	0.064	0.043	0.000
$\beta=0.25$	0.181	0.158	0.238	0.297	2.020	0.065	0.442	0.066	0.044	0.000
$\beta=0.00$	0.183	0.160	0.238	0.304	1.977	0.067	0.446	0.068	0.050	0.000
ケース 3										
$\beta=0.75$	0.177	0.153	0.237	0.328	2.106	0.063	0.434	0.062	0.042	0.000
$\beta=0.50$	0.179	0.155	0.285	0.331	2.063	0.061	0.438	0.064	0.043	0.000
$\beta=0.25$	0.181	0.158	0.239	0.333	2.039	0.064	0.440	0.065	0.044	0.000
$\beta=0.00$	0.181	0.160	0.232	0.332	2.055	0.063	0.438	0.064	0.045	0.000

* シミュレーションでは、企業の保険料負担撤廃による企業の賃金コストの軽減分を雇用者の賃金 w に加えるため、ケース 1 では $w_2 = (1 + p_1)w_1$ 、ケース 3 では $w_3 = \{1 + (1 - \beta)p_2\}w_1$ となる。

* B の値はそれぞれ 0 の近似値となる。

(6.3.4)総括

これらの結果を受け、我々の提案する制度改革のシミュレーションは、生涯効用にプラスの影響を与えることが分かった。また、厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小し、企業負担軽減分を賃金に加えるという制度改革では、著しい賃金、消費の上昇が確認された。

ここで我々が強調したいことは次の 2 点である。第 1 に、厚生年金保険料負担は労働費用の観点から非常に負担が大きく、日本的雇用慣行の崩れに伴い厚生年金保険料負担などの企業の果たすべき社会的役割は縮小しているという現状、また企業は厚生年金保険料負担などの被用者の老後の所得保障における役割を縮小し、被用者の現在の所得保障における役割を拡大する必要があるという現状を踏まえて厚生年金の制度改革が必要に迫られている。第 2 に、シミュレーション結果から効用や賃金の上昇が確認された。これらを受け、厚生年金保険料の企業負担分のうち、報酬比例部分を段階的に縮小し、企業負担軽減分を賃金に加えるという制度改革は、検討する必要があると考えられる。また、この制度改革は、実質的に引退期の年金受給額減少となるために、個人年金の奨励を必要とする。

第7章 政策提言

本稿では、まず我が国が、近年、外需主導型の経済成長により景気を回復させており、その経済成長の不安定性について言及した。次に不安定な経済成長の在り方を、より安定したものへと導くために、「賃金」引き上げによる内需強化の重要性を、具体的に分析することで認識した。

以上のことを踏まえ、以下の政策提言を行う。

1 減価償却制度改革による企業負担軽減

第3章では、従来の減価償却制度の制度上の他国との格差が、設備投資更新を妨げ、欧米主要国やアジア諸国との激化する国際競争にさらされる我が国の企業にとって、経済活動の足枷になり得る可能性を示唆し、制度改革の意義を述べた。

これらを踏まえ、第4章で、海外主要国との制度上の格差を縮めることを主眼とし、残存価額10%の撤廃、95%償却可能限度額の100%への引き上げ、法定耐用年数の全般的な短縮化及び償却区分の簡素化という本稿の制度改革案の概要を述べ、そこから生じる企業負担軽減効果を概算した。

そして、それは現状の賃金水準を改善し、我が国の経済成長の在り方を、外需主導型の不安定なものから、内需強化による安定したものへと導く上で、効果があるものと考えられる。

故に、残存価額10%の撤廃、95%償却可能限度額の100%への引き上げ、法定耐用年数の全般的な短縮化及び償却区分の簡素化による減価償却制度改革を政策提言とする。

2 法人税率引き上げによる企業負担軽減

第3章で、法人税率の現状、及びその動向について把握し、日本の法人税率に関して見直す必要性を認識した。国際的な企業競争力を維持、強化するために法人税率を引き下げることが重要であると考えられる。これを踏まえ、第5章では、法人税率を引き下げることによる、家計、企業、政府の3部門への効果を検証し、中長期的にみた場合、いずれにもプラスの効果を表すことが分かった。よって、我々は法人税率引き下げによる資金余剰分を「賃金」にあてることを主眼とした、法人税率の引き下げを政策提言とする。

3 厚生年金の制度改革による法定の企業負担軽減

第3章の現状分析により、従来型の企業社会保障システムの基盤が揺らぎ、厚生年金保険料負担などの企業の果たすべき社会的役割は、縮小していると考えざるを得ないことが分かった。つまり、企業は厚生年金保険料負担などの、雇用者の老後の所得保障における役割を縮小し、雇用者の現在の所得保障における役割を拡大する必要があると考えられる。これらを踏まえ、第6章では企業の厚生年金における役割を縮小させるシミュレーションを行った。結果として、企業負担分の報酬比例部分の保険料負担の縮小とともに、負担軽減分を賃金に加えることは、マクロ経済にプラスの影響を与えることが分かった。よって、我々は、厚生年金の企業負担分の縮小と、それに伴う賃金の引き上げを政策提言とする。この政策で

は、現状に比べ家計の年金受給額が減少することから、合わせて個人年金の奨励を必要とする。

また、それぞれの政策では、企業負担軽減に伴い賃金の引き上げを行うものとする。企業負担軽減分が賃金以外にまわされることは、この政策の意味をなさない。このため、それぞれの政策には、合わせて妥当な賃金の引き上げを確実にを行うよう法整備を行う。

以上に述べように、本稿では、我が国の外需主導型経済成長の危険性を認識した上で、賃金引き上げによる内需強化を目指し、法定企業負担軽減に着目した。

内需強化によって我が国の経済成長を、より安定したものとすることを主眼に、「減価償却制度」、「法人税制度」及び「厚生年金制度」の新たな在り方を示し、その企業負担軽減による「賃金」の引き上げが、本稿の政策提言である。

参考文献・データ出展

《先行論文》

- Auerbach, A. and L. J. Kotlikoff [1987] *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge University Press, pp1-54,145-182.
- Erceg, C., D. Henderson, and A. Levin. [2000]
 “Optimal Monetary Policy with Staggered Wage and Price contracts,”
Journal of Monetary Economics, Vol.46, pp.281-313.
- L. J. Kotlikoff [1995] “Privatization of social security: How it works and why it matters,” NBER *Working Paper*, No.5330.
- Okamoto, A. [2005] “Simulating Progressive Expenditure Taxation in an Aging Japan,” *Journal of Policy Modeling*, Vol.27.
- Woodford, M. [2003] “*Interest and Prices: Foundations of a Theory of Monetary Policy*,” Princeton University, New Jersey.
- 小塩 隆士 [1999] 「年金民営化の経済厚生分析」『日本経済研究センター』No.39 日本経済研究センター pp.7-8.
- 古賀 麻衣子・西崎 健司 [2005] 「物価・賃金フィリップス曲線の推計—粘着価格・賃金モデル—」『日本銀行ワーキングペーパー』No.05-J-8 調査統計局.
- 鈴木 将覚 [2006] 「ニューケインジアン・フィリップス曲線(NKPC)からみた日米のインフレ圧力と金融政策のインプリケーション」『みずほ総研論集 I』みずほ総研.
 [2007] 「法人税率引き下げが経済に及ぼす影響—設備投資、賃金、税収へのインパクト—」『みずほ総研論集 2007 年IV号』みずほ総研.
- 大和総研 [2006] 『税制改正の論点~減価償却制度の見直し等~』.
 [2007] 『減価償却制度の見直し』.
- 橘木 俊詔・中居 良司 [2002] 「公的年金の信頼性を回復する制度改革案」『ファイナンス・レビュー』No.64 財務省財務総合政策研究所 pp.189-198.
- ニッセイ基礎研究所 [2007] 『2007・2008 年度経済見通し~消費主導の成長を模索する日本経済』.
- 日本総合研究所 調査部 ビジネス戦略研究センター [2007] 「急がれるわが国法人税率の引き下げ~主流は 20%台~」『ビジネス環境レポート No.2007-3』日本総合研究所.
- 山田 剛史 [1999] 「年金制度改革のマクロ経済分析—世代重複モデルによる考察」『所報』Vol.9 ニッセイ基礎研究所 pp.8-16.
- 山田 久 [2000] 「生活保障システムの根本的再構築を」『Japan Research Review』2000 年 6 月号 OPINION 日本総合研究所.
 [2004] 「デフレ脱却の展望と金融政策のあり方」『Japan Research Review』2004 年 9 月号 STUDIES 日本総合研究所 pp.6-7.

《参考文献》

- 小塩 隆士 [2001] 『年金制度改革のビジョン』財団法人 全国勤労者福祉振興協会 pp.28-29,64-75.

- 厚生労働省〔2004〕『年金制度改正のポイント』厚生労働省年金局 pp.10-18.
 齋藤 誠〔1996〕『新しいマクロ経済学』有斐閣 pp101-105.
 社会保険研究所〔1999〕『平成 11 年度版年金白書 二十一世紀の年金を「構築」する』社会保険研究所 pp.203-204.

《データ出典》

- 経済産業省「企業活動基本調査」
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2.html>
 2007/10/05.
 「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」報告書
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60524a01j.pdf>
 2007/10/25.
- 厚生労働省「毎月勤労統計調査」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>
 2007/10/09.
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 18 年 12 月推計)」
<http://www.ipss.go.jp/> 2007/10/28.
- 財務省「高齢化社会における雇用と社会保障に関する研究会」報告書について
<http://www.mof.go.jp/jouhou/sokei/kenkyu/zk010.htm> 2007/9/24.
 「年次別法人企業統計調査 平成 18 年度版」
<http://www.mof.go.jp/1c002.htm> 2007/10/04.
 「平成 11 年度税制改正」<http://www.mof.go.jp/genan11/kaisei.htm> 2007/10/30.
 「法人税など(法人課税に関する資料)(平成 19 年 4 月現在)、法人税率の推移」
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/082.htm> 2007/10/20.
 「法人税など(法人課税に関する資料)(平成 19 年 4 月現在)、法人所得課税の実効税率の国際比較」<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/084.htm>
 2007/10/05.
 「予算書・決算書の情報(昭和 60 年～平成 19 年)」
<http://www1.mof.go.jp/data/index.htm> 2007/10/28.
- 自民党税制調査会「平成 18 年度税制改正大綱」
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2005/pdf/seisaku-018a.pdf>
 2007/10/14.
- 総務省「厚生年金保険に関する行政評価・監視」
http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060915_1_sa.pdf
 2007/9/04.
- 総務省統計局「四半期・半期平均 10 大費用指数(全国)、生鮮食品を除く総合」
<http://www.stat.go.jp/data/cpi/longtime/zuhyou/a010.xls> 2007/10/25.
 「消費者物価指数年報、前年同月比」
<http://www.stat.go.jp/data/cpi/1.htm> 2007/10/24.
- 東洋経済新報社〔2006〕『統計月報』「ECONOMATE」推計値 東洋経済新報社。
 帝国データバンク「TDB 景気動向調査 ～年金保険料の負担増に伴う雇用への影響調査～」
<http://www.tdb-di.com/visitors/index.htm> 2007/10/01.
- 内閣府「国民経済計算年報」
<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/kakuho/kakuho-old.html>
 2007/10/10.
 「消費動向調査(四半期、平成 10 年～平成 16 年 3 月調査)」、「消費動向調査(全国月次、平成 16 年 4 月～平成 19 年 6 月調査)」

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shouhi.html> 2007/10/22.

「平成 12 暦年連鎖価格 GDP 需要項目別時系列表 平成 16 年～平成 19 年第 2 四半期分調査」 <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/qe062/gaku-jk0621.csv>

2007/9/05.

「平成 17 年度国民経済計算(93SNA)」

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h17-kaku/19annual-report-j.html>

2007/10/21.

日本経済団体連合会「今後のわが国税制のあり方と平成 20 年度税制改正に関する提言」

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/072/honbun.html>

2007/10/25.

古頭 尚志「税制改正の論点～減価償却制度の見直し等～」大和総研

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/06101801tax.pdf>

2007/10/15.